

平成 21 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

奈良教育大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	9
基準3 教員及び教育支援者	15
基準4 学生の受入	19
基準5 教育内容及び方法	24
基準6 教育の成果	41
基準7 学生支援等	47
基準8 施設・設備	53
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	57
基準10 財務	61
基準11 管理運営	63
<参 考>	69
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	71
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	72
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	74

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第8部会)

○稲 垣 卓	奈良先端科学技術大学院大学監事
◎岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
中 井 滋	宮城教育大学副学長
橋 本 健 夫	長崎大学理事・副学長
○村 田 隆 紀	京都工芸繊維大学監事
村 松 泰 子	東京学芸大学理事・副学長
森 田 道 雄	福島大学教授
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

奈良教育大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生の理数科への関心を高めるために、先導的な体験省察型プロジェクト授業（「先導的理数教育Ⅰ～Ⅳ」）を体系的に展開している。
- 専門職学位課程では、「アセスメントガイド」及び「デジタルポートフォリオ」を用意し、その評価基準に基づいて、教員と学生が授業科目での達成度を確認しながら、適正な評価を図れるようにしている。
- 平成15年度文部科学省特色GPに「現代的課題に対応する導入教育科目群の展開－「考える力」「表す力」の育成をめざした教育者養成－」が採択され、その成果を学部教育（「学校教育基礎ゼミナールⅠ」、「総合教育基礎論」）へ反映させている。
- 平成19年度文部科学省現代GPに「職業意識育成プログラムのリメーカーメンタルフレンドとしてのケア参画型キャリア教育の展開－」が採択され、その成果は、教育現場がかかえる様々な課題に対し、人権の尊重を前提として、熱意をもって教育に携わる実践的な指導力の育成に反映されつつある。
- 平成18年度文部科学省教員養成GPに「高大融合による理数科高校教員の養成」が採択され、その成果は、平成20年度より始まった「地域の学校園及び保護者と取り組む新理数科教育システムの開発」プロジェクトにおいて、より深化・体系化させた理数科教育プログラムへと展開させている。
- 平成17年度文部科学省教員養成GPに「鍵的場面での「対応力」を備えた教員の養成－提携校を拠点としたテトラ型チームで取り組むプログラムの開発と実践－」が採択され、その成果を学部教育（「教職実践」）及び大学院修士課程の教育（「教職実践指導」）へ反映させている。
- 平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に「幼保統合の「保育実践知」教育プログラム－“3つの学びの循環”“5つの内容”から構成する教育プログラムの開発－」が採択され、その成果を学部教育（「幼年教育特論」、「保育内容特講」、「幼児と健康」）へ反映させている。
- 平成19年度文部科学省大学院GPに「「地域と伝統文化」教育プログラム」が採択され、その成果を大学院修士課程の教育（「世界の中の奈良－伝統と継承・発信－」）へ反映させている。
- 学校教員として獲得すべき資質能力（7つの目標資質能力）と教育職員免許法が定める6つの柱を組み合わせた枠組みを構成原理とする教員養成カリキュラムを構築することにより、教員と学生との間で、個々の授業の目的やカリキュラム全体における位置付けについて共通に理解できると同時に、教育の成果の目標達成状況を、教員と学生両方の側からの検証・評価を可能としている。
- 教育資料館は、学制発足以降における奈良県下の初等中等教育に関する資料を中心として、教育研究上必要な教育関係資料を系統的に収集、整理、展示している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教育学研究科教科教育専攻9専修については、各専修において「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を「専修」に準用すると、平成21年5月1日現在、3専修において必要とされる教員数を下回っている。
- 特別支援教育研究センターの出入口及び通路、さらに図書館玄関へのアプローチ及び内部のバリアフリー化が早急に必要である。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学則第16条に、「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ること」と規定され、学部（教育学部）の設置目的についても、学則第19条に、「広く教育に関する理論と実践を深めることによって、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員及び教育者を養成するため」と定められている。

また、中期目標の「大学の基本的な目標」には、「高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的な力量を備えた有能な教育者を育てることを使命」とし、「その実現のため、（中略）学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する」と、大学の使命及び養成しようとする人材像が明示されている。

教育学部（学士課程）には、学校教育教員養成課程と総合教育課程の2つの課程が置かれているが、それぞれの課程の人材養成に関する目的が定められ、大学概要に掲載されている。具体的には、「学校教育教員養成課程は小学校、中学校、幼稚園、養護学校といった学校種別ごとの養成課程を統合し、学校種や教科の枠をこえ、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえて実践力豊かな教員を養成する課程」であり、義務教育を幅広く見渡し、「異校種に柔軟に対応できる教育的力量」、「授業・教育指導のための実践的力量」、「問題をかかえる子どもたちに対する臨床的力量」、「現代的課題への積極的な対応力」の形成を目指している。「総合教育課程は、21世紀にふさわしい学際性と総合教育的視野をもって、学生の豊かな感性と資質・能力を培う新時代対応型の課程」であり、「今日の、多様で広域的、かつ緊急な課題や要請に対し、それに応えられる思考能力や専門知識と技術を修得し、表現能力や創造的精神の旺盛な学生を育成すること」を目指している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第 20 条に、大学院教育学研究科を置くことが定められ、その目的は「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成するため」であることが明記されている。また、学則第 81 条に、教育学研究科に修士課程及び専門職学位課程を置くこと、及び専門職学位課程は教職大学院とすることが定められている。

中期目標にも、「大学の基本的な目標」として、「大学院課程においては、学士課程と連携を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人としての、リーダーシップを発揮できる教員及び教育者の養成を行う」こと、また、「大学院教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標」として、「学校教育の高度化と多様化にこたえるため、教育に関する諸科学の理論と実践を教授研究し、教育実践を視野に入れた、より高度な専門的力をもった高度専門職業人としての教員及び教育者の養成を目指す。また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図る」ことが明示されている。

さらに、教育学研究科の専攻ごとの人材養成に係る目的が定められ、その養成を目指す人材像が以下のとおり大学概要に掲載されている。

- ・ 修士課程学校教育専攻

「教育学、幼年教育、心理学、教育臨床・特別支援教育を中心とした学校教育に関する諸科学の理論と実践について学習・研究を行いたいという目的を持つ人」

「学校教育における実践を支える基礎理論にアプローチしたいという目的を持つ人」

- ・ 修士課程教科教育専攻

「学校教育における、各教科教育に関する諸科学に基づく実践・理論的な学習・研究を行いたいという目的を持つ人」

「学校教育における各教科の学問的基礎力とともに教育実践、教育臨床への理論的応用を図りたいという目的を持つ人」

- ・ 専門職学位課程教職開発専攻

「教職に関する実践的な専門性を培い、高度な実践力を身につけたいという目的を持つ現職教員」

「学部、大学院の出身者で、教職に関心があり、より実践的な専門性を培い、教職に関する高度の実践力を身につけたいという目的を持つ人」

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の目的、使命、養成しようとする人材像、教育の成果に関する目標等は、大学概要、履修の手引、大学院学生便覧等の冊子に明示され、大学ウェブサイトにも掲載されている。

学生には、履修の手引あるいは大学院学生便覧によるほか、学年始めの学年担当教員との懇談会で大学の目的の周知が図られ、さらに、入学式において学長が大学の目的を説明している。大学ウェブサイトでは、学長と学生との対話形式により、目的がわかりやすく掲載されている。

社会に対しては、大学の目的と使命を掲載した大学概要や大学ウェブサイトによって公表されている。また、教育学部の課程ごとに教育理念を掲載した大学案内（入学案内）が、県下の高等学校等の教育機関に配布され、教職員による学校訪問やオープンキャンパスでも参加者に配布されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学長が入学式で大学の目的を説明し、大学ウェブサイトでは、学長と学生との対話形式により、目的がわかりやすく掲載されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育学部（学士課程）は、教員の養成及び広義の教育者の養成を目的として、その2つの目的を実現するために、「学校教育教員養成課程」及び「総合教育課程」から構成されている。いずれの課程も、その下にコース及び専修を置いている。その構成は以下のとおりである。

- ・ 学校教育教員養成課程（4コース18専修）

教育・発達基礎コース（5専修）

教育学専修、心理学専修、幼年教育専修、特別支援教育専修、（生活科教育専修）

言語・社会コース（4専修）

国語教育専修、社会科教育専修、英語・国際理解教育専修、（生活科教育専修）

理数・生活科学コース（5専修）

数学教育専修、理科教育専修、技術教育専修、家庭科教育専修、（生活科教育専修）

身体・表現コース（4専修）

音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、（生活科教育専修）

「生活科教育専修」は、どのコース内でも学生の所属が可能とされ、専修名が重複しており、したがって実質的には15専修である。

- ・ 総合教育課程（3コース7専修）

文化財・書道芸術コース（3専修）

古文化財科学専修、文化財造形専修、書道芸術専修

環境教育コース（2専修）

地域環境専修、自然誌専修

科学情報コース（2専修）

情報数理専修、物質科学専修

2つの課程には、それぞれの教育方針（人材養成に関する目的）に基づいて、系統的なカリキュラムが生まれ、各コース・専修には、共通科目が用意されている。

学校教育教員養成課程及び総合教育課程それぞれの学生に対する教育指導責任体制を明らかにするために、「担当教員及び副担当教員についての申合せ」を制定し、役割を明確に定めている。

これらのことから、学部及びその課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教育学部の授業科目は、教養教育と専門教育の2つの科目群から構成されている。

教養教育の企画・実施・改善には、教育課程開発室、教育企画委員会、教務委員会、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）委員会の4つの組織が関わっている。教育課程開発室は教育課程の改革・改善等の教育支援業務について、資料の収集・分析、企画・立案を行い、その原案は、教育研究評議会に置かれた教育企画委員会において審議され、教育研究評議会の議を経て実施に移される。実施・運用には教授会に置かれた教務委員会が当たり、同じく教授会に置かれたFD委員会が、授業交流会などを組織して、教養教育を含むすべての授業内容の改善・充実、指導力向上を図る仕組みになっている。そうした仕組みの中で、ボランティア、情報リテラシー、キャリアプランニングなどの科目が新設されるなど、現代に生きる教養として機能するよう努力がなされている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院教育学研究科は、教育の専門領域・分野の理論と実践に関する高度な専門的力量を有する教員等を養成することを目的とする「修士課程」と、今日的な教育的要請に対応できる実践的指導力（専門性と実践力）を有する教員を養成することを目的とする「専門職学位課程」の2つの課程から構成されている。

それぞれの課程には、以下のとおり、専攻及び専修が置かれている。

- ・ 修士課程（2専攻12専修）

- 学校教育専攻（3専修）

- 教育科学専修、教育心理学専修、教育臨床・特別支援教育専修

- 教科教育専攻（9専修）

- 国語教育・日本語日本文化教育専修、社会科教育専修、数学教育専修（情報を含む）、理科教育専修（文化財科学を含む）、音楽教育専修、美術教育専修（書道、伝統文化・文化財を含む）、保健体育専修、英語教育専修（異文化理解を含む）、生活科学教育専修

- ・ 専門職学位課程（1専攻）

- 教職開発専攻

課程、専攻、専修はいずれもそれぞれ目的に対応している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成4年度より、「特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成する」ことを目的として、「特殊教育特別専攻科」が設置され、平成19年度には「特別支援教育特別専攻科」へと改組が行われている。専攻は「情緒障害・発達障害教育専攻」が置かれている。修業年限は1年であるが、現職教員等は2年にわたり履修することを可能としている。ただし、2年を超えて在学することはできない。

特別支援学校教諭一種免許状を有する者を対象とする「専修免許コース」と、同免許状を有しない者を対象とする「一種免許コース」の2つのコースがあり、それぞれのコースの履修課程表に基づいて所定の

単位（専修免許コースは必修科目 19 単位と選択科目 11 単位、一種免許コースは必修科目 26 単位と選択科目 4 単位）を修得することにより、特別支援学校教諭専修免許状又は特別支援学校教諭一種免許状を取得することができる。

また、「情緒障害・発達障害教育専攻」の専門領域には、十分な授業科目と指導体制が用意されている。これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

大学附属施設として、6つのセンターと3つの附属学校園が設置されている。名称、目的、活動は以下のとおりである。

・ 学術情報研究センター

平成18年3月に、旧附属図書館、情報処理センター及び教育資料館の機能を統合して設置され、図書館部門、情報基盤部門、研究開発部門の3部門から成る。図書館、情報館及び教育資料館の3施設を有し、教育と研究に関わる学術情報・資料の収集、利用及び活用の促進を目的とする。様々なプロジェクト等の成果報告書を刊行している。

図書館部門は、学術図書、教養図書、参考図書等を揃え、文献検索及び文献所在調査等の支援機能を持ち、図書館はその中心的役割を担う施設である。また、教育資料館は、学制発足以降の奈良県下の初等中等教育に関する資料等を収集し、調査研究を行い、伝統ある教育資料の保管と展示の役割を担っている。様々の公開の展示と開放講座も実施している。

情報基盤部門は、学術情報の取扱いに必要な情報基盤の運用管理について中心的な役割をもっており、情報館は学内LANの管理・運用をはじめ学内の共同利用パソコンの設置など、教育研究のための情報システムに関する共同利用の場として機能している。情報館では、学部共通科目「情報機器の操作」をはじめ多くの情報関連科目が館内の実習室・演習室で実施されている。

研究開発部門は、学長裁量経費による4つのプロジェクトを展開し、また、大学における研究・教育の成果を貯蔵し、インターネットで公開するための「奈良教育大学学術リポジトリ」を構築し、運用を開始している。大学紀要の発行も同部門が担っている。

・ 教育実践総合センター

教育実践及び教育臨床に関わる理論的、実践的、又は学際的研究を行うとともに、高度の教育実践力を有する教員及び学校教育に係る諸問題に適切に対処できる教育実践の指導者の養成に寄与することを目的としている。

同センターは、教育実践研究部門（教師教育・教育実習研究分野、教育実践コーディネート分野）、情報・メディア教育部門、教育臨床研究部門（教育臨床基礎研究分野、教育臨床実践研究分野）、教材開発・実践利用部門から成る。『教育実践総合センター紀要』を発行している。

教育実践研究部門は、授業研究の方法論、教育実践の方法論の研究・指導、ネットワークによる授業評価システムの研究・開発を行うとともに、学校教育における特別活動の指導、生徒指導、人権教育の担当、総合的な学習に関する取組に関する研究・指導を行っている。

情報・メディア教育部門は、情報・ネットワーク・メディア教育の研究・指導、情報システムの研究・開発、関係諸機関、地域とのネットワーク構築等の活動を行っている。

教育臨床研究部門は、今日的な教育上の種々の問題や教育臨床に関わる事例の調査研究と情報収集、学部・大学院における教員養成カリキュラムの開発とともに、カウンセリング・教育相談事業も行っている。奈良県教育研究所からの客員教授がこの部門で活動している。

教材開発・実践利用部門は、各教科教材の開発・公開、地域への教材開発センターとしての開放事業を展開し、教科書教材の開発研究や指導案・授業記録のデータベース化、相互利用の推進等の活動を行っている。

- ・ 自然環境教育センター

学生・児童・生徒及び地域住民に、大学やセンターの施設等において、授業、公開講座並びに自然教室などの事業を通して自然環境教育を行うとともに、それらに関する基礎的研究を行うことを目的としている。

同センターは、奈良実習園と奥吉野実習林から成り、センター本部は奈良実習園に置かれているが、センター専任教員は大学構内の研究室で活動している。教材用の各種作物の栽培、公開講座、実習園・実習林における授業や実習、附属学校児童・生徒の体験授業等、様々の実習・実地の活動を行っている。『奈良教育大学附属自然環境教育センター紀要』、『自然と教育』を発行している。

- ・ 特別支援教育研究センター

特別支援教育に関する理論と実践に関する教育研究を総合的に行い、特別支援教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進に貢献することを目的としている。平成19年3月に発足したセンターで、活動実績は多くはないが、通常の講義のほか、大学院生や特別専攻科学生も参加し、実践力を付ける場でもある集団療育プログラム、附属幼稚園や小学校等における特別な教育支援を必要とする子どもへの支援、教員との連携、奈良市内の特別支援教育モデル校等との連携等の活動を行っている。

- ・ 理数教育研究センター

理数教育に関わる理論と実践に関する教育研究を総合的に行い、理数教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童・生徒等の教育的ニーズに応じた理数教育の推進に貢献することを目的としている。

平成21年2月に発足したばかりのセンターで、理数教育の教育課程と内容・方法に関する理論的実践的研究、スクールサポーター・理数支援ボランティアの学生等の研修、理数教育に関する教育相談・支援、教育委員会等との連携・共同研究等の活動が計画されている。

- ・ 保健管理センター

学生及び教職員の身体的、精神的健康の管理に関する専門的業務を行い、もって健康の保持増進を期することを目的としている。大学構成員の日常の健康管理のほか、学部生・大学院生の定期健康診断、教職員の健康診断、学生相談・カウンセリング、健康増進のための啓発活動等の活動を行っている。公開講座や『保健センター便り』の発行も行っている。

- ・ 附属学校園

附属中学校、附属小学校、附属幼稚園の3校園があり、児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究、並びに教育実習計画に従い学生の教育実習を実施している。

3校園とも、附属学校の基本目標として、「大学の附属学校園として、幼稚園・小学校・中学校教育の在り方を大学との共同研究のもとに理論と実践の両面から研究し、これからの時代にふさわしい教育の構築を目指す。」「実践及び実践開発の成果を広く外部の学校関係者に公開すること。」「大学学部と連携し、教育実習プログラムによる、より質の高い実習を行う。」を掲げている。

教育実習は、附属学校園の重要な使命の一つであるが、附属学校園教員は、本実習の指導はもとより、教育、教科や生徒指導の基礎基本について、大学教員と協力・共同して、事前指導及び事後指導に当たっている。また、学生が学校と生徒の教育活動に触れる機会を早めるために設けられて

いる「現代教師論」（1年次生向けの講義）も担当している。

学長裁量経費や科学技術振興機構等の助成を受けた大学と附属学校園との共同研究も様々に展開されており、その成果は報告書や『教育実践総合センター紀要』に発表されている。また、教育研究会や授業公開、研究協議会、講演会等は、県下の公立学校園にも案内され、参加を呼びかけて行われている。県や市の教育委員会主催の教科研究会等への参加も積極的に行われている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る事項を審議する会議として、教育研究評議会、教授会、運営会議の3つを置いている。

教育研究評議会規則は、同評議会が審議する教育研究に関する重要事項として、「中期目標についての意見に関する事項」、「中期計画及び年度計画に関する事項」、「学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項」、「教員人事に関する事項」、「教育課程の編成に関する方針に係る事項」、「学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項」、「学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項」、「教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項」、「その他本学の教育研究に関する重要事項」を掲げている。

教授会は、教授、准教授、専任講師、助教及び助手で組織されており、教授会規則は、教授会の審議事項として、「教育課程の編成に関する事項」、「学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項」、「大学の教員人事の方針に基づき行われる教員の採用・昇任等に関する事項」、「その他教育又は研究に関する重要事項：ア）課程以下の教育組織の設置、改廃、イ）評議員の選出（推薦）、ウ）学生の修学等の支援の方針に基づき行われる学生の修学等の支援の具体的事項、エ）その他アからウ以外の教育又は研究に関する重要事項」を掲げている。

教育研究評議会には教授会選出委員が9人含まれており、教育の方針に関する事項を審議する教育研究評議会と教育全般に関する具体的な事項を審議する教授会とは密接な関係で結ばれている。毎月の教育研究評議会の審議・決定事項は、その1週間後の教授会で報告されている。

運営会議は、学長、理事及び副学長で構成されており、学長は理事・副学長を通じて各委員会や室での教育に関する取組を掌握することができる。運営会議は毎週開催され、教育研究評議会及び教授会での議事運営上の調整の役割を果たし、教育に関する事項全般の効果的で円滑な審議をもたらしている。

平成20年度には、教育研究評議会は22回、教授会は15回、運営会議は53回開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているかと判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する組織として、教務委員会、FD委員会、教育企画委員会及び教育課程開発室がある。

教務委員会とFD委員会は教授会の下に置かれ、教務委員会は、副学長（教育担当）、教授会において選出された者8人、教務課長、学長が指名する者若干名をもって組織され、FD委員会は、副学長（教育担当）、教授会において選出された者4人、教務委員会委員1人、教務課長、学長が指名する者若干名をもって組織されている。

教育企画委員会は教育研究評議会の下に置かれ、理事（教育担当）、学長補佐（教育課程担当）、学長補佐（就職担当）、学長補佐（入試担当）、教授会において選出された評議員のうちから3人、教務委員会委員長、教育実習委員会委員長、FD委員会委員長、学生委員会委員長、留学生委員会委員長、教務課長、学生支援課長、入試課長、学長が指名する者若干名をもって組織され、教育担当理事を委員長として、各委員会間の意思疎通を図りつつ、教学に関する全般的な事項の方針を策定している。

教育課程開発室は、理事（教育担当）、学長補佐（教育課程担当）、学長が指名する教員2人、教務課長、学長が指名する事務職員若干名を室員として組織され、教育課程の開発のための資料収集・分析、企画・立案を任務としている。

平成20年度には、教務委員会は20回、FD委員会は13回、教育企画委員会は11回、教育課程開発室の会議は26回開催されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教務委員会やFD委員会のほかに、教育企画委員会と教育課程開発室を設けて、常時、教育課程や教育方法の検討・開発に努めている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

学則第30条に、教員組織として、学校教育、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、生活科学教育、英語教育、教職開発の11の講座を置くことが定められている。これらの講座は、大学院教育学研究科の各専攻・専修に対応している。さらに、学術情報研究センター、教育実践総合センター、自然環境教育センター、特別支援教育研究センター、理数教育研究センター、保健管理センターに専任教員が配置されている。

教員の新規採用に関しては、当該年度の配置可能枠を学長が教育研究評議会に示し、教育研究評議会で定められた「教員配置（採用）について」（平成20年6月12日決定）の方針に基づいて、各講座等からの要望を教育研究評議会で精査し、同評議会の承認を経て配置が決定されている。

講座等には、「奈良教育大学講座主任に関する申合せ」（平成16年4月1日制定、平成19年3月20日改正）に基づいて、講座主任を置き、教員組織における責任体制を明確にするとともに、連携体制を確保している。また、学部生に対する教育指導責任体制を明らかにするために、教育学部2課程のコース、履修分野又は専修単位で、担当教員及び副担当教員を配置している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

教育学部（学士課程）の教員数は専任86人（うち教授51人）、非常勤114人であり、大学設置基準に定められた必要教員数が確保されている。

平成16年度以降、国立大学法人に課せられた人件費削減に加え、専門職大学院設置に係る専任教員確保のため、定年退職教員の不補充により教員数が減少傾向にあるが、専任教員1人当たりの学部生数は、10人台を維持している。教員免許状取得のための主要科目は、専任の教授又は准教授が担当している。

平成18年度より、「特任教員制度」を導入している。特任教員は専任教員と非常勤講師の中間的性格を持ち、週3日又は2日勤務で、卒業論文指導補助にも当たり、専任教員の減少に伴う教育指導体制の弱体

化を部分的に回避している。特任教員は、専任教員と同様に人事委員会で業績審査を行い、教授会での審議・投票を経て採用されている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保され、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

教育学研究科（修士課程）の教員組織は、学校教育専攻では専攻に対応した講座組織（学校教育講座）とし、教科教育専攻では9つの専修にそれぞれ対応する講座組織（国語教育講座等9講座）としている。附置センター専任教員も専門分野に応じた専攻・専修に関与し、それぞれ指導体制を明確にしている。教員配置については、「教員配置（採用）について」の方針に基づいて実施されている。

教育学研究科（修士課程）における研究指導教員数は55人（うち教授55人）、研究指導補助教員数は39人である。

教育学研究科全体としては、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。ただし、教科教育専攻の各専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を「専修」に準用することとすれば、平成21年5月1日現在、次の専修において、必要とされる研究指導教員数又は研究指導補助教員数を下回っている。

- ・ 社会科教育専修：研究指導補助教員1人不足
- ・ 音楽教育専修：研究指導補助教員2人不足
- ・ 保健体育専修：研究指導教員1人不足

このことは、準則主義の立場から、大学院設置基準に複数の教科を含む専攻の必要教員数の規程がないことを前提にすれば、当該専攻の現状を大学院設置基準違反であると断ずることはできないが、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で支障があると考えられる。

これらのことから、教育学研究科全体としては、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

平成20年4月に、教職大学院として教育学研究科に専門職学位課程（教職開発専攻）が設置された。専門職大学院設置基準では11人の専任教員（みなし専任、兼任教員を含む）が必須要件とされているが、当該専門職学位課程において教育研究指導に当たる専任教員数は14人（うち教授6人、実務家教員8人）であり、必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、必要な専任教員数が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員選考規則第3条に、「教員の採用に当たっては、原則として公募により広く人材を求めるものとする」ことが明記され、実際にも、新規採用はすべて公募によって行われている。その際、近い分野間の教員の年齢構成に偏りが生じないよう配慮がなされている。平成21年5月1日現在、本務教員109人の年齢構成は、25～34歳3人（2.8%）、35～44歳28人（25.6%）、45～54歳39人（35.8%）、55～64歳39人（35.8%）である。また、女性教員数比率は17.4%（19人/109人）、他機関経験者比率は49.5%（55

人/109人)、他大学・大学院出身者教員比率は93.6% (102人/109人) となっている。

教員が、教育・研究・管理運営の向上に寄与する目的で、一定期間、職務を免除され、自己研修に専念できるサバティカル制度を設けている。また、多様な雇用形態の任期付き教員の制度が設けられている。

常勤教員については、「教育実践分野（教職大学院の実務家教員）の教授・准教授・専任講師を対象に任期3年で再任可、再任の場合は3年以内」、「実践英語教育分野（外国人教員）の教授・准教授・講師を対象に任期2年で再任可、再任の場合は3年以内」、「教育研究プロジェクトの教授・准教授・講師・助教を対象に任期3年以内で再任可、再任の場合はプロジェクトの実施期間内」となっている。また、非常勤教員については、「特任教員の教授・准教授・講師を対象に任期1年で更新可、更新は5年を限度」、「実務家教員（みなし専任）の教授・准教授・講師を対象に任期1年で更新可、更新は5年を限度」となっている。特任教員制度は平成19年度から実施され、平成21年5月1日現在、19人の特任教員が配置されている。

学外兼務教員数（非常勤講師）は、平成21年5月1日現在、他大学等の教員からの兼務95人、教員以外からの兼務42人である。

以上のとおり、公募、サバティカル制度、任期制による採用などは、それぞれについて規則を定め、実施されており、年齢や性別等のバランスへの配慮もなされている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

採用及び昇任に係る選考に関しては、教員選考規則において、選考、公募、審査、教授・准教授・専任講師・助教・助手のそれぞれの資格が定められ、採用及び昇任人事を適正かつ円滑に行うための手続き等については「国立大学法人奈良教育大学教員選考基準」に定められている。

講座（修士課程）に配置される教員については、学部教育を担いながら大学院専任相当の資格をも有することを原則としている。

また、別に「附属教育実践総合センター客員教授等選考基準」及び「奈良県教育委員会との連携協力に関する覚書に基づき採用する客員教授（常勤）等の選考に関する申し合わせ」が定められており、それぞれの客員教授等の選考はその「選考基準」及び「申し合わせ」に基づいて行われている。

選考に際しては、業績、学会等における活動、経歴、教育者としての人格、識見、能力等を目安とし、業績には著書、論文、個展、作品、リサイタル、演奏、創作発表、競技等の記録が対象とされている。また、客員教授等の選考に際しては、教育実践及び教育実践に関する論文が加えられている。

平成18年度の教員公募要項から、面接に加えて模擬授業又はプレゼンテーションを応募者に要求し、教育指導力又は大学院課程の教育研究上の指導力を判断する方法が導入されている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する評価として、学生による授業評価と併せて、点検評価委員会により毎年度「大学教員個人評価」が実施されている。

それは、「大学教員個人評価項目・基準、評価票（自己評価申告票）」を用いて行われ、同評価票の「領域別評価」に「研究領域評価」と並んで「教育領域評価」欄があり、教員の教育活動に関する評価は、そこで行われている。授業担当コマ数や受講人数等の数量的項目（基礎情報）に加えて、授業の狙いや実施方法あるいは研究とのつながり、さらに学生による授業評価の結果等に関する自己評価（自由記述）が求められている。評価結果は、学長による所見が付された後、本人に通知され、爾後の教育活動の向上に資するための動機付けとなっている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教育学部（学士課程）及び教育学研究科（修士課程）のシラバスや教職大学院学生便覧から、各分野の教員が、大学の目的である「教育者の養成」に沿った研究と教育の相関を意識していることがうかがえる。教材開発と授業へのその実践利用、学校での現代的教育課題をテーマとする研究の成果を積極的に授業で紹介している事例、フィールドワークを通じて、調査研究の成果を教育に反映している事例等、研究活動と教育内容とが直接関連している事例が多い。

これらのことから、「教育者の養成」という大学の目的に沿って、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するために必要な事務組織として、教務課が置かれている。教務課長、副課長の下に、教務担当、修学指導担当、大学院担当の3人の係長がおり、その3係にそれぞれ4人、2人、1人の係員が配置されている。すなわち、平成21年5月現在、教務課に12人の職員が配置されていることになる。

学部生の実習、実技の授業においては、教育学研究科（修士課程）の学生がTAとして教員を補助し、学生の学力向上に努めている。平成21年度には、TAを活用する授業の総数は49コマ（4.9%）である。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の教育活動に関する評価に、教員の自己評価とともに学生による授業評価の結果を組み込んでいる。

【改善を要する点】

- 教育学研究科教科教育専攻9専修については、各専修において「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を「専修」に準用すると、平成21年5月1日現在、3専修において必要とされる教員数を下回っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

教育学部のアドミッション・ポリシーは、基本理念及び教育目標に則って、課程ごとに定められており、さらに課程のコースごとに具体的な求める学生像が定められている。これらは学生募集要項に教育理念とともに明記され、大学案内及び大学ウェブサイトでも公表されている。また、オープンキャンパスや、企業・高等学校主催の大学説明会において、このアドミッション・ポリシーを説明し、公表・周知に努めている。

大学院教育学研究科のアドミッション・ポリシーは、修士課程及び専門職学位課程（教職大学院）の専攻ごとに定められている。これらは教育学研究科の学生募集要項に教育理念とともに明記され、教育学研究科案内及び大学ウェブサイトにおいても公表されている。また、大学院教育学研究科説明会においても説明し、公表・周知に努めている。

特別支援教育特別専攻科については、特別支援教育特別専攻科の学生募集要項にその目的とともに入学者受入方針が明記され、求める学生像が大学ウェブサイトにおいて公表されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

（1）教育学部（学士課程）

教育学部においては、「個別学力検査等による選抜（一般選抜）」、「推薦入学（特別選抜）」、「帰国生徒特別選抜」、「私費外国人留学生特別選抜」の4種類の入学者選抜が実施されている。

一般選抜は、前期日程と後期日程に分けて実施し、求める学生像に沿って、基礎的学力を評価すべく、大学入試センター試験及び個別学力試験等（個別学力検査、実技検査、小論文など、多様な選抜方法がとられている）の成績と、調査書等の内容を総合して選抜している。

推薦入学は、一般推薦と地域推薦とがある。一般推薦では、学校教育教員養成課程の入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき個別学力試験を免除し、推薦書、調査書、自己申告書、大学入試センター試験の成績及び面接等の結果を総合して選抜している。地域推薦では、地域のニーズにこたえる取組として、地域推薦枠（10人）を設け、対象を奈良県の高等学校（特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む）に所属する者に限定して行われる。

一般選抜の場合も推薦入学の場合も、アドミッション・ポリシーに的確に沿うために、コースの特性に合わせて、センター試験の教科・科目数及び配点を柔軟に設定している。

帰国生徒特別選抜（若干名）では、大学入試センター試験を免除し、出願書類（自己推薦書、成績証明書（調査書）等）、日本語による小論文及び面接等の結果を総合して選抜している。ただし、学校教育教員養成課程身体・表現コース及び総合教育課程文化財・書道芸術コースでは、実技検査を実施し、その結果も総合して選抜している。

私費外国人留学生特別選抜（若干名）では、大学入試センター試験を免除し、日本留学試験の成績と、大学が課す試験の成績及び面接等の結果を総合して選抜している。

（2）教育学研究科（修士課程）

教育学研究科（修士課程）においては、「一般選抜」、「現職教員等に対する選抜特例」、「教職経験を有する者に対する選抜特例」、「外国人留学生特別選抜」の4種類の入学者選抜が実施されている。

一般選抜では、学力検査（筆記試験・実技試験・口述試験）、成績証明書、研究計画書の内容を総合して選抜される。学力検査科目は、外国語、共通専門科目、専門科目（実技を含む）、口述試験であり、学力検査においては、専攻・専修の特性に応じた科目が設定されている。

現職教員等に対する選抜特例では、学力検査科目は、専門科目（実技を含む）及び口述試験である。

教職経験を有する者に対する選抜特例では、学力検査科目は、共通専門科目、専門科目（実技を含む）及び口述試験であり、学力検査科目の専門科目（実技を含む）については、在職中に発表した研究業績等の審査をもって代替できることとしている。

外国人留学生特別選抜（若干名）では、学力検査（筆記試験・実技試験・口述試験）の結果を総合して選抜している。

（3）教育学研究科（専門職学位課程）

教育学研究科（専門職学位課程）においては、「一般選抜」、「現職教員特別選抜」、「社会人特別選抜」の3種類の入学者選抜が実施されている。

一般選抜では、提出書類の審査と学力検査（筆記試験（小論文）、口述試験、実技試験（模擬授業））の結果を総合して選抜している。

現職教員特別選抜では、提出書類の審査と学力検査（筆記試験（小論文）、口述試験）の結果を総合して選抜している。

社会人特別選抜では、提出書類の審査と学力検査（筆記試験（小論文）、口述試験、実技試験、（プレゼンテーション又は模擬授業からいずれか1つ選択））の結果を総合して選抜している。

（4）特別支援教育特別専攻科

特別支援教育特別専攻科においては、「一般選抜」のみ入学者選抜が実施されている。

一般選抜では、学力検査、成績証明書、面接等の結果を総合して選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

教育学部（学士課程）においては、一般選抜及び推薦入試のほか、私費外国人留学生特別選抜、帰国生徒特別選抜、編入学の選抜が実施されており、これらの選抜に当たっても、一般選抜及び推薦入学と同一のアドミッション・ポリシーに則って受け入れている。

私費外国人留学生は、入学者選抜要項にその出願資格が明記されている。特に、一定の日本語能力と大学教育を受ける基礎学力の必要性を示している。

編入学生の受入は、総合教育課程の科学情報コース（物質科学専修）において行われている。学力検査（筆記試験、面接）及び成績証明書の結果を総合して選抜している。

教育学研究科（修士課程）においても、外国人留学生を受け入れているが、一般の入学者選抜方法とは異なる方法（特別選抜）で選抜している。

教育学研究科（修士課程、専門職学位課程）では、現職教員や社会人受入のための特別選抜が実施されている。これは、「教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員・教育者」、「専門的な能力と優れた資質を有する高度専門職業人としての教員・教育者」の養成という研究科の目的並びに各専攻のアドミッション・ポリシーに対応している。特に専門職学位課程にあつては、「教職に関する実践的な専門性を培い、高度な実践力を身につけたいという目的を持つ現職教員」を求め、明確なアドミッション・ポリシーを示している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験の実施に当たっては、副学長（教育担当）を委員長とする入学試験委員会が、学部、大学院教育学研究科、特別支援教育特別専攻科の入学者選抜を掌握している。

選抜ごとに実施組織を定め、詳細は、実施要領、入学者選抜に係る問題・解答用紙作成要領に明示している。教職員の家族が当該選抜試験を受験する場合は、その教職員を問題作成委員、試験監督等にはしないことを入学試験委員会で申告して通知し、公正を確保している。

入試問題作成に当たっては、選抜ごとに出题会議を開催して、複数の作成委員を選出し、入学者選抜に係る問題・解答用紙原稿作成要領により確認を行い、各出题責任者に対して出題ミス等の防止に向けて留意事項の周知を図っている。また、作成委員がチェック票による点検を実施し、問題の校正には、入試問題作成者と入学試験委員会委員又は担当講座による複数のチェック体制をとっている。

各試験実施当日は、学長を本部長とする入試本部・試験場本部が試験全体の総括及び不測の事態への対応などを行い、本部に学力検査班、総務班、救急班等を置いて試験の適切な実施に努めている。

試験当日の試験監督等関係者への留意点については、監督要領及び監督者への文書で周知を図っている。

また、学内正門及び要所に警備要員及び連絡要員を配置するなど、公正で静穏な試験環境の確保を図っている。

試験実施後は、複数人の採点委員により採点し、入学試験委員会の予備判定及び教授会の議を経て合格者を決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

平成17年度に「入試室」を設置している。入試室要項によれば、入試室は、理事（教育担当）、学長補佐（入試担当）、学長が指名する教員3人、事務局長、入試課長、学長が指名する事務職員若干名で組織され、「入試の中期的な計画」、「入試の動向」、「入試に関する問題点の整理」、「入試の選抜の調査・分析」、「入試の選抜方法の改善」、「入学後の成績等の調査及び研究」、「入試広報」、「受験生、保護者等への情報提供」、「その他、入試に関する重要事項」に関して、資料の収集及び分析、企画及び立案を行い、執行す

ることを任務としている。

その後、「入試室」体制の下で、大学キャッチコピー（「奈良の地で 学び創造 学び発信」）の策定、アドミッション・ポリシーの改訂、大学ウェブサイト刷新、大学案内冊子の刷新、高等学校訪問の強化、アドミッション・ポリシーにふさわしい選抜方法の策定等の方策を検討・実施したほか、募集力向上のために民間の入試コンサルティングを導入し、オープンキャンパスに向けた学生スタッフの研修や入試動向をめぐる教職員フォーラムの開催などの取組を実施してきている。

その結果、平成 18 年度入試では受験生の大幅な増加（前年度比 1.46 倍）が見られ、平成 19 年度以降もさらに取組の内容充実を図っている。その一環として、地元高等学校生のニーズにこたえるため、平成 18 年度に学校教育教員養成課程に地域推薦枠（定員 10 人）を設けている。

地域推薦入学については、入学試験委員会及び入試室において、その判定結果、入学者の成績等を分析し、アドミッション・ポリシーにふさわしい学生の選抜の在り方について検討を行った結果、全学組織として「地域推薦入試実施委員会」が設置され、同委員会において、アドミッション・ポリシーにふさわしい具体的な選抜内容が打ち出され、実施方法及び評価基準が決定されている。例年、県内からの志願者は 50 人（定員 10 人）を超えており地域のニーズに応えている。

地域推薦入試実施委員会での検討と並行して、地域推薦枠の問題点について各高等学校からの出願データを含む内容を整理し、入試室で調査・検討を行った結果、平成 21 年度入試から地域推薦の推薦要件を変更し、「高等学校在学中に教育又はボランティアに関する科目の単位を修得した生徒については、1 校あたり 3 人の推薦枠を 6 人にまで拡大」している。

大学院についても、入試室を中心に、教職大学院の設置及び現行修士課程の改組に伴うアドミッション・ポリシーの見直しを行い、教職大学院アドミッション・ポリシーの策定と修士課程アドミッション・ポリシーの改訂が行われている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、以下のとおりである（ただし、平成 20 年 4 月に設置された教育学研究科（専門職学位課程）については、平成 20～21 年度の 2 年分）。

〔学士課程〕

- ・ 教育学部：1.10 倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：1.05 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：1.10 倍

〔専攻科〕

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.78 倍

平成 19 年度まで、教育実践開発専攻では充足率が 200%を超え、定員を大幅に超過していたが、平成 20 年度に教職大学院が設置され、同専攻が専門職学位課程（教職開発専攻）へ継承発展されたことにより、充足率は改善されている。

専攻科においては、各年度においてばらつきがあるものの、平均して約 80%と、ほぼ相応な状態にある

と言える。

これらのことから、入学定員と実入学者の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学則第 67 条で教育課程の編成方針（「学部は教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」）、同第 68 条で教育課程の編成方法（「教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」）、同第 69 条で授業科目の区分及び履修方法等（「学校教育教員養成課程の授業科目の区分は、学部共通科目、学校教育基礎科目、教職科目、教科専門科目、教科又は教職に関する科目、専修専門科目、特別支援教育に関する科目、自由科目及び卒業論文とする。」、「総合教育課程の授業科目の区分は、学部共通科目、課程共通科目、コース共通科目、専修専門科目、自由科目及び卒業論文とする。」）について定めている。

学校教育教員養成課程及び総合教育課程の両課程共通に学部共通科目、自由科目、卒業論文を課し、それぞれの課程で科目区分を明確にした教育課程を編成している。所定の修学年数在学し、卒業要件単位数（学校教育教員養成課程にあつては 134 単位数以上、総合教育課程にあつては 128 単位数以上）を修得した者に学士（教育）の学位を授与している。

教育課程編成の観点として、導入期を重視している。学部共通科目では、教養科目群は 1～4 年次で継続的に履修可能とし、その他の学部共通科目は基本的に 1、2 年次に履修する。学校教育教員養成課程の

学校教育基礎科目、総合教育課程の課程共通科目は、学部共通科目とも関連させて、導入科目群としての特徴も持っている。具体的には、教員に求められる企画力・分析力・表現力を培うディベートや探求の力量の育成を図る「学校教育基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」、課題学習を取り入れ、自ら学び考える力を育てる「総合教育基礎論」及び「総合教育基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」、情報リテラシーの獲得を目指す「情報機器の操作」、教職入門としての「現代教師論」などがあり、大学全体として、現代的教育課題に対応する力量の育成を図っている。

学校教育教員養成課程では、1年次で入門的教職科目を履修し、主に2、3年次に基礎的・実践的教職科目や専修専門科目を履修することとしている。これにより、教科・生徒指導力などの基盤的教職能力、教材開発力・授業展開能力などの実践的な教職能力、さらに専門分野の知識・思考力などの向上を図り、その上で、3年次で教育実習（基本実習）を実施して、実践力の向上を図っている。4年次で卒業論文を作成し、総合的な教職能力や課題解決能力の獲得を図っている。なお、この課程においては、子どもの発達段階を見据え、異校種にまたがる幅広い視野を持つ教員としての資質能力を身に付けることを意図し、卒業要件単位数を充足すれば、同時に複数の教員免許状の取得要件を満たすように教育課程が編成されている。

また、学校教育教員養成課程では、教員に求められる資質能力を明らかにして、カリキュラム・フレームワークを構築し、それに照らして科目の配列原理が明確になるようにしている。この配列原理に基づいて教育課程を構築することで、学生は、教育学部卒業までに獲得すべき資質能力目標に照らして、各授業科目から何を学び、どのような資質能力を身に付けたかを認識することができるようになっている。

総合教育課程の専門教育科目は専修専門科目から成り立っている。これらの科目は、入学時から専門的内容を学び、4年間にわたって段階的に履修する編成になっている。それぞれの専門の基礎的な知識を学んだ上で、より実践的・応用的な知識を様々なフィールドでの体験等も交えて学び、課題に対する洞察力の養成を目指している。卒業年次には専修ごとのテーマに沿って卒業研究を行い、創造的な課題探究力を身に付け、論文作成の過程での訓練を受けて、文章表現における客観化を習得することを目指している。また、卒業要件単位数に加えて教職関連科目を履修することにより、教員免許状の取得も可能になるように教育課程が編成されている。

学部共通－課程共通－専門科目－卒業論文と体系化された教育課程全体が、導入科目群に始まる広義の教養教育とフィールドを活用した実地教育とを有機的に関係付けるよう意図されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

(1) 学生の多様なニーズ

「学生生活実態調査」や「卒業生アンケート調査」等により、学生の多様な学習ニーズ等を把握し、可能な要望については、カリキュラム変更等で対応している。学生の要望を踏まえて、平成18年度には先導理数教育科目、体験型授業科目の新設、教養科目の履修年次変更、平成19年度に保育士資格取得科目、専門科目の新設、平成20年度には新理数教育科目、学級づくり科目、ボランティア関連科目の新設等を行っている。

また、2つの課程間では、自由科目として他課程の授業科目の履修を認めている。学生の要望に沿って多様な教育内容を提供するために、近畿教育系国立4大学（京都教育大学、大阪

教育大学、兵庫教育大学及び当該大学)間、奈良県内大学(奈良県立大学、奈良県立医科大学、帝塚山大学、天理大学、奈良大学、奈良産業大学、奈良女子大学及び当該大学)間の単位互換制度、及び放送大学との単位互換制度を導入している。これらの単位互換制度により、特に当該大学で開講されていない外国語科目(ロシア語、スペイン語、韓国語など)の履修が可能になっている。

(2) 研究成果(学術の発展動向)の反映

様々な領域において、学問的・創造的活動に対する関心を喚起し、基礎的概念を育成することを目指して、最新の学術的成果を授業に取り入れるように努め、そうした成果に基づく資料(図表、写真、ビデオ・DVD等)が積極的に利用されている。

(3) 社会からの要請等

体験型キャリア教育の一環として、奈良県教育委員会をはじめとする近隣地域の教育委員会と連携し、フレンドシップ事業、学生ボランティア派遣事業、学力向上支援事業、障害児支援、不登校児童・生徒支援事業、ピア・サポート事業、先導理数教育プロジェクト事業等、様々な事業を展開している。

また、社会教育主事、学校図書館司書教諭、学芸員、スポーツ指導員、認定心理士など教育に関連する各種の資格についても、一部の資格を除いて、両課程の学生が取得できるよう門戸を広げている。

(4) 各種GP等の教育への反映

文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」をはじめとして多くのGP等に採択され、その成果を以下のとおり学部教育へ反映させている。

- 1) 「現代的課題に対応する導入教育科目群の展開―考える力」「表す力」の育成をめざした教育者養成―(平成15年度文部科学省特色GP)→「学校教育基礎ゼミナールI」「総合教育基礎論」
- 2) 「新世代を先導する理数科教員養成プログラム」(平成17年度文部科学省特別教育研究経費「教育改革」実施事項)→「先導理数教育Ⅲ」
- 3) 「鍵的場面での「対応力」を備えた教員の養成―提携校を拠点としたテトラ型チームで取り組むプログラムの開発と実践―(平成17年度文部科学省「大学・大学院における教員養成推進プログラム(教員養成GP)」)→「教職実践」
- 4) 「子どもスポーツ指導プログラムの国際化推進―実践的指導力のある教員養成システムの構築―(平成18年度文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育実践支援)」)→「スポーツ指導方法論」
- 5) 「幼保統合の「保育実践知」教育プログラム―“3つの学びの循環”“5つの内容”から構成する教育プログラムの開発―(平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」)→「幼年教育特論」「保育内容特講」「幼児と健康」
- 6) 「教員養成大学による地域食育推進プログラム―食育オフィスの開設と食育リーダーの育成―(平成20年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム(教育GP)」)→「食育と生活」「給食指導」「総合演習(食育と共生)」

このほか、「高大融合による理数科高校教員の養成」(平成18年度文部科学省「資質の高い教員養成推進プログラム(教員養成GP)」)の成果は、平成20年度より始まった「地域の学校園及び保護者と取り組む新理数科教育システムの展開」プロジェクトにおいて、より深化・体系化させた理数科教育プログラムへと展開させている。また、「職業意識育成プログラムのリメーカーメンタルフレンドとしてのケア参画型キャリア教育の展開―(平成19年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」)の成果は、教育現場がかかえるさまざまな課題に対し、人権の尊重を前提として、熱意をもって教育に携わる実践的な指導力の育成に反映されつつある。また、「地域に根ざ

す多様な教育支援人材の育成プログラムと資格認証システムの実践的共同開発」(平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業(教育研究高度化型)」(6大学による連携事業)は、地域に根ざす多様な教育支援人材の育成に反映されつつある。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保することを目的に、履修科目登録の上限を設け、集中講義科目、教育実習及び卒業論文等の単位も含めて、年間50単位に設定している。併せて、GPA(Grade Point Average)制度を実施し、前年度の修得単位数合計が40単位以上かつGPAが3.0以上の者は、翌年次開講の授業科目を6単位の範囲内で履修できる「履修特例措置」を、当該授業科目担当教員の許可を得て実施している。

組織的な履修指導としては、「新入生対象オリエンテーション」、「次年度の教育実習にかかる登録説明会」(学校教育教員養成課程2年次生、総合教育課程3年次生)、「次年度の特別支援学校教育実習登録者に対する説明会」(3年次生登録者)、「介護等体験オリエンテーション」(前年度に参加申込みをした者)等の説明会のほか、専修ごとに、担当教員による指導を行っている。オフィスアワーでの相談に加えて、教員が授業・校務等以外の可能な時間帯で日常的に学生の指導に当たっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

(1) 授業形態の組合せ・バランス

各科目の授業形態は、教育職員免許法に沿い、学則により定められた単位の規準に基づいて設定されている。その上で、教育目標を踏まえて、各コース・専修それぞれの特性に応じた授業科目が編成されている。専門教育科目の授業形態と比率は、講義56.3%、演習24.6%、実技10.1%、実習5.8%、実験・実習3.2%となっている。

また、当該大学は教育研究の特徴の一つとして「少人数教育」を掲げているが、10人以下の少人数授業の実施割合は、全体の37.6%、30人以下で見ると、全体の75.1%を占めている。

(2) 学習指導法の工夫

世界遺産に関係した「文化財材料論」、「地学巡検」などのフィールドワーク野外実習、高大連携をにらんだ「基礎数学」、学内で定期的に発表会を催している「表現運動(ダンス)」、「中等教科教育法I(英語)」での英語ボランティアガイド等の小中高における英語活用実践に関する授業など、専修の目的に沿った特色ある授業が展開されている。

なお、「情報メディアの活用」、「初等教科教育法(理科)」、「指揮法I」、「物質科学実験(化学)」、「体育」等の演習、実験・実習、実技科目等において、TAが活用されている。平成21年度にTAが活用されている授業の総数は49コマ(4.9%)となっている。

学習支援機能を高めたe-learningの取組として、Web-CT(Web course control)、WBLS(Web Based Learning Support System)、Moodleを活用する授業が増加している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学統一のフォーマットによるシラバスが作成されている。その内容項目は、「学期区分」、「曜日」、「時間」、「科目区分」、「時間割番号」、「授業科目名」、「教員名」、「該当する年次・課程」、「単位」、「目的」、「授業計画（内容と方法）」、「テキスト・参考図書・教材等」、「評価方法」、「メッセージ等」から成り、1科目当たりおおむねA4版用紙1枚程度の情報量であるが、担当者により記載内容に精粗がみられる。

シラバスはウェブ版を基本とし、大学ウェブサイトで学内外に公開されている。授業科目名や教員名、授業科目区分などに加えて、授業内容に含まれるキーワードから検索することも可能になっている。学生は、学内に設置されたオープン端末や自宅のパソコン等でこれを参照できるようになっている。

シラバスの活用度については、平成20年度の授業評価アンケートによると、「授業計画（シラバス）を読んで授業の全体像を把握して授業に臨みましたか？（4者択一）」の問いに、前期64.5%、後期66.0%の学生が「読んだ」と回答している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の主体的な学習を促し、保障することを目的として、オフィスアワーの設定、自習室の設置、研究室などの開放、研究室図書の貸出、自主ゼミなどの活動促進、課題に対するメールでの対話、自主学習教材の購入と貸出、実験器具・楽器・情報機器の貸出、ウェブサイトを使った復習、空き教室での自主作品製作の促進等、各コース・専修に応じた多様な取組が行われている。

「図書館」（177席）は主体的学習支援のため、平日の夜間（授業期間は閲覧室9時から21時、パソコン室9時から20時30分；教育実習期間は閲覧室9時から20時、パソコン室9時から19時30分）に加え、土曜日（閲覧室10時から17時、パソコン室10時から16時30分）も開館している。また、試験前3週間・試験期間は日曜日・祝日（閲覧室10時から17時、パソコン室10時から16時30分）も開館している。

さらに、学生の自学自習及び憩いの場として、学習スペースとリフレッシュコーナーを含む「学生オフィス」（48席）を設け、年末年始（12月27日から1月5日まで）を除き、7時から22時30分まで使用できるようにしている。「情報サテライト室」も、原則として、平日8時30分から17時45分まで、学生が情報処理機器を用いて学習、研究、情報収集を行う場として使うことができるようにするなど、学生が自由に勉学に専念できる環境が様々に整備されている。

また、「教育資料館」には、初等中等教育に関する資料等が収蔵され、学習のための利用に供されている。そのほか、学習の一環として、世界遺産関係のDVDを鑑賞する「世界遺産ミニシアター」も備えられている。

全教員があらかじめ特定の時間帯を設定し、学生からの授業科目等に関する質問、学生生活全般や進路に関する相談等を受ける「オフィスアワー」も、学生の主体性を促し、基礎学力の不足等、修学上の問題を抱えた学生に対応するための取組として位置付けることができる。オフィスアワーの周知は、学生掲示板、入学時ガイダンス、冊子『学生生活』及び大学ウェブサイトで行われている。なお、教員は、この指定時間帯での相談に加えて、日常的に学生の指導・支援に当たっている。

このほか、専修ごとに学年担当教員が配置され、学生の履修指導、就職指導、生活指導等の全般的な指導・助言を行うとともに、学生からの種々の相談に応じるほか、不登校・異常行動学生への対応にも当たっている。

なお、基礎学力不足の学生を組織的に把握する方法として、GPA制度が機能しており、その結果に基づいて、基礎学力不足の学生の学習支援には、オフィスアワーでの指導や学年担当教員の指導によって対応している。

また、就職支援に関しては、年間を通じて、教員採用試験対策支援プログラムや企業就職者対象の就職支援セミナーなど、多様な就職支援プログラムを実施している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、履修規則第17条に「成績評価は、A（100-90）、B（89-80）、C（79-70）、D（69-60）、E（59-0）の5段階評価の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。」と定め、履修の手引の「成績と単位の認定」の項に「成績の評価基準」としてそれを明示している。

また、「成績評価に関する申合せ」を策定し、成績評価方法、評価の妥当性、評価の信頼性、及び評価方法の公平性、成績評価に関する相談、について定めている。教育の目的に応じた具体的な評価方法（出席、レポート、作品、試験成績等の扱い）は、各授業科目のシラバスに記載されている。シラバスは、すべての学生がウェブサイト上で学内外より閲覧できるようになっている。

同一科目名の授業が複数開設され、複数の教員によって担当されている場合は、教員間で評価の差が出ないよう調整が図られている。卒業論文については、「卒業論文規則」及び「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」の指針に基づき、指導教員と関連教員との合議によって合否判定が行われている。

卒業認定基準は、学則第70条（卒業に必要な単位数）及び第74条（卒業の認定）に定められており、履修の手引に卒業の要件・認定等が明示されている。履修の手引は、全学生に配付されている。これらの基準は、新入生オリエンテーションにおいても説明されている。卒業判定は、教授会において行われ、卒業要件を満たした学生について卒業が認定されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

「成績評価に関する申合せ」を策定し、成績の評価方法等を定めるとともに、成績評価に関する相談についても定め、学生が成績評価に関する疑問等について相談を申し入れることができるようになっている。

具体的な相談の取扱いは、「成績評価の相談に関する取扱いについて」に定められている。まず、説明を求められた授業担当教員が学生に誠実に対応すること、その説明によっても疑問点が解消しない場合には、副学長（教育担当）が、公平性を確保しつつ、調査等を含めて適切な対応策を講じ、学生の相談に応ずることになっている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

(1) 教育課程の編成

大学院教育学研究科（修士課程）は、教育課程編成について以下のとおり6つの観点を掲げている。「教育実践を視野に入れた、より高度な専門性を有する教育者の養成を目指すこと」、「教育の現代的な課題に対応すること」、「教科横断的な教育内容を構想すること」、「研究方法の獲得」、「体験による課題意識の先鋭化（フィールド授業や参加型授業の展開）」、「地域の教育に貢献すること」

これらの実現のために、教育課程を修士課程共通科目（2単位）、専攻共通科目（2単位）、専修専門科目（16単位）、自由選択科目（6単位）、課題研究（4単位）の5つの授業科目区分から構成している。

(2) 授業科目の配置

修士課程共通科目は、「現代における学校教育の課題」を授業科目名として、教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力の涵養を目指し、全員が1年次に履修する必修科目である。

専攻共通科目は、所属専攻学生必修（1年次）で、研究方法の習得を目指し、学校教育専攻は「学校教育研究方法論」及び「子ども理解特論（特別な支援を必要とする子ども）」を、教科教育専攻は「教科授業研究特論」を履修することとしている。

上記の科目を土台として、学生は教育の現代的課題に研究と実践の両面から対峙し、自らの専門性を深めることが期待されている。

専修専門科目は、各専修を支える学問の先端的な内容を体系的に提供しつつ、理論と実践を往還できるように図られている。学校教育専攻教育科学専修・教育心理学専修にあっては、専修専門科目16単位のうち教科教育科目2単位を必修とし、専攻内の他専修科目4単位を含むことができる。学校教育専攻教育臨床・特別支援教育専修にあっては、同様に、教科教育科目2単位を含み、他専修科目4単位を含むことができる。教科教育専攻にあっては、専修内の教科教育科目6単位を必修とし、専攻内の他専修科目4単位を含むことができる。

自由選択科目は、自分の研究の目的に応じて、専攻・専修の別にかかわらず自主的に履修修得できる。

課題研究については、研究指導教員と専修関係教員の指導助言により課題を定めて研究を行うが、必要に応じて関係教員の指導の下に附属学校園、教育実践総合センター等の協力を得ることができる。個別の研究指導はもとより、集団的な研究指導の機会も設けられている。

そのほか、フィールド実践研究の充実を図るために、附属学校園での授業研究等についての希望調査の実施、大学院生が学部生のメンターとして連携校で教育体験をする学校フィールド体験、公立学校でのスクールサポート等の学校インターンシップ、附属中学校でのピア・サポート活動等も実施されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

(1) 学生・社会からの要請を踏まえた配慮

研究科においては、ほぼすべての授業が少人数で行われているため、個々の大学院生のニーズにそれぞれ対応するとともに、授業アンケートなどを実施し、個々の授業改善を通じて、教育課程の改善に結びつけている。

入学時の大学院生の教員免許状取得希望に配慮し、修了要件には含めない前提で、当該専攻・専修の研究上有益となる場合に限り、学部において開設されている授業科目を履修することが認められている。また、学校心理士や臨床発達心理士などの教育に関連する各種資格を取得できるよう、教育課程と内容が設定されている。

さらに、奈良女子大学との学生交流協定、近畿地区5大学（滋賀大学、京都教育大学、大阪教育大学、和歌山大学、当該大学）の単位互換に関する協定による単位互換も実施されている。

(2) 研究成果（学術の発展動向）の反映

授業では、教員自らの研究成果を紹介し、研究の目的・過程・得られた成果の意義を大学院生に理解させるよう図るとともに、教育実践研究の成果を取り入れるよう努めている。同時に、各領域における最新の研究成果を授業に取り入れるよう図っている。

(3) 各種GP等の教育への反映

平成17年度文部科学省教員養成GPに採択された「鍵的場面での「対応力」を備えた教員の養成—提携校を拠点としたテトラ型チームで取り組むプログラムの開発と実践—」、平成19年度文部科学省「大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）」に採択された「「地域と伝統文化」教育プログラム」の成果は、それぞれ大学院教育の「教職実践指導」と「世界の中の奈良—伝統と継承・発信—」に反映されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化への配慮として、年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導、授業時間外の学習を奨励する課題の提示等を行っている。共通科目等の多人数授業においては複数教員による対応、少人数授業においては演習形式による授業展開を進めるなど、個々の授業科目のレベルで単位の实質化につながる指導がなされている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

(1) 授業形態の組合せ

研究科の授業は、講義と演習が中心となっている。ほぼすべてが少人数の授業であり、それぞれ学

習指導を工夫の上、実施されている。講義においても「考える力」と「表す力」を鍛える対話型授業や、研究成果に基づく新しい教材による、教育現場での授業実践につながる授業が多く展開されている。

(2) 学習指導法の工夫

平成19年度大学院GP「地域と伝統文化」教育プログラム」の成果を反映した「世界の中の奈良—伝統と継承・発信—」では、学際的・教科横断的教育を芸術創作やフィールドワーク等の形態も含めて教授する授業が展開され、特色ある教育の一例と言える。

TAとして大学院生を採用し、学部生の実験や実習などの授業に参加させている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育学研究科のシラバスは、学部と同様、ウェブ版を基本とし、学内外に公開されている。検索機能も充実しており、学生は必要な授業を学内外から容易に探し出せるようになっている。

シラバスの内容と授業内容との整合性については、平成19年1月に実施されたアンケート調査の結果、肯定的な回答が約86.2%を占めているが、担当者により記載内容に精粗がみられる。

シラバスの活用状況については、平成20年度の前期と後期に実施された大学院授業評価アンケート調査の結果、授業の全体像を把握するのにシラバスは「役立った」又は「ある程度役立った」という回答が合わせて82.4%を占めている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

現職教員等に対する教育を積極的に果たすことを目的に、昼夜開講制度を設けている。この制度には、「1年次フルタイム・2年次定期通学方式」及び「夜間コース」があり、夜間コース大学院生のために、平日の夜間に各2時限（18時から19時30分、19時40分から21時10分）の授業を開講している。また、夜間コースの学生は、休業期間中の昼間に開講される集中講義も受講できるようになっている。平成17～21年度までの5年間の履修者数は、現職教員それぞれ15、17、22、20、15人、夜間コース履修者は2、6、16、15、14人である。

このほか、現職教員等で2年間の標準修業年限での履修が困難な場合、2年分の授業料で最長4年間の長期履修を認める「長期履修学生制度」を設けている。

また、現職教員のニーズにこたえるため、昼間の大学院生と交流が図れるよう、研究科共通科目（修士課程共通科目）を土曜日にも開講するなどの改善が図られている。

履修指導に関しては、入学時のオリエンテーションで夜間コース大学院生のための履修計画の指導を行う機会を設けているほか、現職大学院生の勤務状況に応じて個別指導の時間を適宜設定するなど、指導学生に対する配慮がなされている。また、大学院生が在学中に教員に採用された場合に、在学途中から夜間コースでの履修を可能にするなど、学生のニーズに対応できる体制もとられている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-4 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-1 ① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

研究指導については、「課題研究」（4単位）を課して毎週の時間割に位置付け、責任ある指導体制がとられている。この毎週の研究指導とともに、複数の教員が研究指導に当たっている。また、個別の研究指導に加えて、専攻・専修単位で「テーマ発表会」、「中間発表会」及び「最終発表会」等の発表会が開かれ、修士論文作成の各段階において集团的な研究指導の機会が設けられている。

研究指導教員の決定及び修了認定については、学則第89条（研究指導教員）及び同第90条（課程の修了）に明確に定められている。

研究指導を適切に行うための制度として、転専攻・転専修制度も設けられている。これは、大学院生の研究計画の変更に対応するため、あるいは、研究の予期せぬ展開があった場合に、より適した専門分野への変更の機会を保障する制度である。この制度は平成18年度より発足し、これまで3件に適用されている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-1 ② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

研究テーマ決定に対する指導については、制度としての定めはないが、専攻・専修によっては、テーマ発表会が開かれ、研究テーマについて教員が集団で指導する場となっている。テーマ発表会には、学年の異なる大学院生も出席して、大学院生同士が相互に意見を交わす学びの場としても機能している。

また、大学院生をTAとして活用し、教育能力の育成を図っているが、採用に当たっては、TAの職務だけでなく、「TAをすることで大学院生が獲得できる資質能力」の明示を、採用を要望する担当教員に求めて、教務委員会で選考しており、TAの活動が教育的訓練の機会であることが教員及び学生に周知されている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-1 ① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、修士課程履修規則第5条に「成績評価は、A（100-90）、B（89-80）、C（79-70）、D（69-60）、E（59-0）の5段階の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する」と定められ、大学院学生便覧に記載して周知されている。

また、「成績評価に関する申合せ」を策定し、成績評価方法、評価の妥当性、評価の信頼性、及び評価方法の公平性、成績評価に関する相談、について定めている。個々の授業単位の具体的な評価方法は、シラバスに記載されている。シラバスは、すべての学生がウェブサイト上で学内外より閲覧できるようになっ

ている。

修了認定等については、学則等に規定されており、大学院学生便覧への掲載及び入学時のオリエンテーションにより周知されている。修了認定は、審査委員会による学位論文の審査及び最終試験の結果を受け、教授会の議を経て行われる。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文の評価に係る基本方針や評価基準として「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」が策定され、基本的審査項目（課題、手法、結果、議論、引用、到達、示唆）が定められている。学位論文の評価の観点及び評価に係る基本方針は、主に、研究指導教員等が担当している「課題研究」（各学年前期及び後期に開講する授業科目）において、各大学院生に論文作成の指導を行う際に示されている。今後は、学生便覧や大学ウェブサイトに掲載することが予定されている。

学位論文の審査体制については、学位規則に定められている。学位論文の審査委員主査は研究指導教員が当たり、審査と試験は主査を含む3～4人の教員で実施している。審査に当たり、必要があると認めたときは、教授会の議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができる。学位の認定は、審査委員会から提出された学位論文の審査結果並びに最終試験の成績に基づき、教務委員会の議を経た後に教授会において審議の上、議決され、その結果が学長に報告されている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

「成績評価に関する申合せ」を策定し、成績の評価方法を定めるとともに、成績評価に関する相談についても定め、学生が成績評価に関する疑問等について相談を申し入れることができるようになっている。

具体的な相談の取扱いは、「成績評価の相談に関する取扱いについて」に定められている。まず、説明を求められた授業担当教員が学生に誠実に対応すること、その説明によっても疑問点が解消しない場合には、副学長（教育担当）が、公平性を確保しつつ、調査等を含めて適切な対応策を講じ、学生の相談に応ずることになっている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院教育学研究科（専門職学位課程）は、教職が専門職であるという意識と目指すべき教師像を明確に持ちながら、自らの課題を設定し、それを学問的成果と教育実践との往還を通じて解決する力、さらに自らの教育活動を常に振り返りつつ、継続的に実践の改善ができる力を備えた教員を育成することを目的としている。そのために、教育課程の内容は、「4つの目指すべき教師像（資質能力目標）」（計画者・授業者としての教師、教科の専門性に強い教師、カウンセラーとしての教師、リーダー・調整役としての教師）

に基づいて編成されている。

具体的には、共通科目、実践科目、深化を図る科目の3層構造の教育課程編成を行い、学びの成果をポートフォリオにまとめ、表現することをその内容としている。

まず第1層として、広く学校教育に責任を持つ研究教養を身に付け、自分の選んだ教師像に確かに近づいていくために、「体系的な教育課程の編成及び必置5領域」（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文科省告示第53号））の内容を保障する共通科目群が設けられている。5領域（教育課程の編成及び実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導及び教育相談に関する領域、学級経営及び学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域）のそれぞれに4科目が配置され、各領域の内容を深め、また関心に応じて大学院生が選択できるように図られている。共通科目は、18単位以上（各領域から1科目2単位以上必修）修得する。

次に第2層として、実践と理論をつなぎ、職能成長に寄与できる実践研究の方法の獲得を支援する演習科目を内包した実践科目群が設けられている。実践科目は演習科目（4単位必修）、実習科目（12単位必修）、研究科目（3単位必修）から成り、実習科目として「学校実践（Ⅰ～Ⅳ）」が用意され、実習科目に準じた演習科目には、授業科目として「アクションリサーチ」、「ポートフォリオ」、「ケース・スタディ」、「授業省察」が設けられている。研究科目の授業科目として「課題研究」と「実践理論研究」が用意されている。

最後に第3層として、自分の選んだ教師像に近づき、より質の高い専門性と自信を持ち、その後の成長にさらなる見通しが持てるように、深化を図る科目群が設けられている。現代的な教育課題に即し、共通科目と実践科目での学びをより深め、大学院生の個人の関心に対応していくために、「教材教具開発」、「子ども理解と教育」、「生活指導実践論」、「特別支援教育実践論」など8つの授業科目が用意され、それらの中から、8単位以上を選択履修する。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

(1) 学生の多様なニーズへの対応

観点5-8-①に記載のとおり、学生の多様なニーズに応えられるよう4つの目指すべき教師像（資質能力目標）をカリキュラム・フレームワークに位置付け、到達すべき教育実践力の獲得を目指した教育課程が編成されている。

小学校教諭一種免許状を有しない学生を対象として、3年又は4年コースの「小学校教員免許取得プログラム」が開設され、また、このプログラムとは別の制度として、在学中に8単位まで学部の実習科目を履修できる制度「科目等履修制度」が設けられている。

なお、現職の大学院生に配慮し、「学校実践Ⅰ」、「学校実践Ⅱ」、「学校実践Ⅲ」に関して、各学校実践の目標に到達していることが確認された場合は、その全部又は一部を修得したものとみなすことができることとされている。

(2) 研究成果（学術の発展動向）の反映

教員それぞれの専門分野において、自らの研究成果や実務経験、学術発展動向に基づいた授業が実施されている。

(3) 社会からの要請への対応

4つの目指すべき教師像に基づく規準の設定においては、奈良県教育委員会、奈良市教育委員会、退職校長の代表者を招いて協議を行い、レベルの設定に当たっては、県教育委員会や市教育委員会の関係課にも意見を聴きながら進められており、その結果、教育課程編成は、教育委員会を中心とした社会からの要請も踏まえて行われている。

(4) 各種GP等の教育への反映

平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「学校問題ネットワーク構築による大学院教育—学校及び地域教育機関と連携したフィールドベースの演習プログラムの開発—」の成果を教職大学院の教育（「学校実践Ⅰ～Ⅳ」）へ反映させている。また、平成20年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に採択された「実習到達度を明確にした実践的指導と評価法」（宮崎大学と共同）に関するプロジェクトでは、学部卒業生、社会人、現職教員等、多様な力量と背景を持った教職大学院生の「教育実習」について、実践的実習を踏まえつつ、有効な指導法と評価のための「ルーブリック」（評価判断基準）の開発が進められている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

履修登録の上限が年間38単位に設定されており、各年次にわたって授業科目を履修することを含めて、主体的な学習・研究についての指導が、年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用して行われている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

4つの目指すべき教師像を設定し、目標として示された資質能力（規準とレベル）の獲得に向けて、目的意識を持った学習が行われている。その規準の設定においては、県教育委員会、市教育委員会、退職校長からの代表を招いて協議を行い、レベルの設定に当たっては、県教育委員会や市教育委員会の関係課にも意見を聴きながら検討を重ねて行われている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

(1) 授業形態の組合せ

各科目群において、獲得すべき資質能力目標を達成するために設計された授業科目が配置されており、科目の特性を考慮した授業形態の組み合わせになっている。

(2) 学習指導法の工夫

「学校実践Ⅰ」及び「学校実践Ⅱ」は、それぞれ連携協力校である公立の小学校、中学校の取組に参加し、子どもの見取りの仕方、授業・学級経営の方法、学校の仕事を学ぶ。「学校実践Ⅲ」は、研究を希望する学校種の教員助手として参加し、各場面における対応の方法を学ぶ。「学校実践Ⅳ」は、

研究目的に沿って、学校で実践研究を行う。

また、「アクションリサーチ」、「ポートフォリオ」、「ケース・スタディ」、「授業省察」は、実習科目に準じた演習科目である。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、授業科目の名称、担当教員名、配当年次をはじめとした基礎情報のほか、授業の概要、授業の目的、カリキュラム・フレームワーク上の位置、授業計画（各回の題目・内容・方法）、評価方法、テキスト・参考図書、メッセージから成り立っており、1科目当たり1～2ページ程度の情報量である。

このシラバスは、教職大学院学生便覧に掲載され、年度当初に学生に配付されている。また、学内専用のシステム「学務情報システム」からの検索も可能となっている。

また、シラバスの活用状況については、平成20年度の前期と後期に実施された大学院授業評価アンケート調査の結果、合計で92.3%が、授業の全体像を把握するのに授業計画（シラバス）は「役立った」又は「ある程度役立った」と回答している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

現職教員の入学者に対して、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を設けており、この適用を受けた場合は、修業年限2年のうち、第1年次は在職校の勤務を離れて通常の形態の授業と担当教員の指導を受け、第2年次は、勤務しながら週1日以上担当教員の指導と休業期間中等の授業を受けることとなっている。

なお、大学院生の実践的な課題を解決するための授業科目「学校実践Ⅳ」は平日に開講されるが、大学から指導教員が勤務校に出向き、空き時間や放課後等に研究指導を行うものであって、大学院生の本務に支障がないよう配慮され、また、「課題研究」についても、平日の放課後や土日・休業日等に開講する配慮がなされている。

このほか、現職教員等で2年間の標準修業年限での履修が困難な場合、2年分の授業料で最長4年間の長期履修を認める「長期履修学生制度」も設けられている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、専門職学位課程履修規則第9条に「成績評価は、A（100-90）、B（89-80）、C（79-70）、D（69-60）及びE（59-0）の5段階の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。」と定められ、教職大学院学生便覧に記載して周知している。

また、「成績評価に関する申合せ」を策定し、成績評価方法、評価の妥当性、評価の信頼性、評価方法の公平性、成績評価に関する相談、について定めている。個々の授業単位の具体的な評価方法は、シラバスに記載されている。シラバスはすべての学生がウェブサイト上で学内外より閲覧できるようになっている。

共通科目と深化を図る科目は、試験及びレポートなどによる評価を中心とし、実践科目（演習科目、実習科目、研究科目）は、ポートフォリオなどによる評価を中心としている。なお、評価に関わっては、「アセスメントガイド」に基づいて行っている。「アセスメントガイド」とは、院生の申告に基づいて、カリキュラム・フレームワークに基づいて決めた各科目の目標（獲得を目指す3つの目標のレベル）に即して、その獲得が達成されたかどうかを、授業者と受講者が互いに確認し、その他者評価と自己評価に役立てるガイドである。授業者は、講義科目において、アセスメントハンドブックに基づいて評価を行い、受講者が目指している能力獲得に説明責任をもって指導できるようにすることが求められている。

上記の基準に基づいて行われた平成20年度の成績評価の分布を、GPAと分布数（割合）で示すと、4.0は0人（0%）、3.0以上4.0未満は10人（58.8%）、2.0以上3.0未満は4人（23.5%）、1.0以上2.0未満は0人（0%）、1.0未満は3人（17.7%）となっている。

修了要件単位数は、大学院専門職学位課程履修規則第4条に、共通科目18単位以上、実践科目19単位以上、深化を図る科目8単位以上と定められている。そのほか、入学前の既修得単位の認定、現職教員の学生の履修方法の特例については、それぞれ学則第91条の7及び第91条の8に定められている。修了認定については、学則第91条の11に「専門職学位課程に2年以上在学し、第91条の3第2項に定める単位数を修得し、学位研究報告書の審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が専門職学位課程の修了を認定する」と規定されている。

これら修了要件に係る学生への周知は、学生便覧への掲載及び入学時のオリエンテーションにより行っている。

ただし、教職大学院は平成20年度に設置され、平成21年6月現在、学年進行中であることから、修了認定の実績はない。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各科目担当者は、「アセスメントガイド」を学生に示し、そこに明示された評価基準に基づいて、その科目での達成度を受講者と確認しながら評価を行っている。教員が試験やレポート、授業中での活動の様子などを確認することで、その科目の達成を認定し、成績に関する評定も行っている。

実践科目の評価は、同様に「アセスメントガイド」に示された評価基準に即して、大学院生が各自学んだ内容を記録した学習のポートフォリオを評価資料として、習得内容及び達成度を担当教員チームで合議し、大学院生にその習得状況や到達状況を確認し、自己評価の説明を受けるなど、大学院生及び担当教員チームの合意のもと最終的な評定を行っている。また、観点5-3-②及び5-7-③に記載のとおり、

成績評価について疑問点等がある場合は、相談を申し入れることができる措置が講じられている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 多くの授業科目において、Web-CT、WBLSS、Moodle の学習支援システムを活用した e-learning の取組を進めている。
- 学生の理数科への関心を高めるために、先導的な体験省察型プロジェクト授業（「先導的理数教育Ⅰ～Ⅳ」）を体系的に展開している。
- 専門職学位課程では、「アセスメントガイド」及び「デジタルポートフォリオ」を用意し、その評価基準に基づいて、教員と学生が授業科目での達成度を確認しながら、適正な評価を図れるようにしている。
- 平成 20 年度文部科学省教育GPに「教員養成大学による地域食育推進プログラム—食育オフィスの開設と食育リーダーの育成—」が採択され、その成果を学部教育（「食育と生活」、「給食指導」、「総合演習（食育と共生）」）へ反映させている。
- 平成 15 年度文部科学省特色GPに「現代的課題に対応する導入教育科目群の展開—「考える力」「表す力」の育成をめざした教育者養成—」が採択され、その成果を学部教育（「学校教育基礎ゼミナールⅠ」、「総合教育基礎論」）へ反映させている。
- 平成 19 年度文部科学省現代GPに「職業意識育成プログラムのリメーカーメンタルフレンドとしてのケア参画型キャリア教育の展開—」が採択され、その成果は、教育現場がかかえる様々な課題に対し、人権の尊重を前提として、熱意をもって教育に携わる実践的な指導力の育成に反映されつつある。
- 平成 20 年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業（教育研究高度化型）」に「地域に根ざす多様な教育支援人材の育成プログラムと資格認証システムの実践的共同開発」（6大学連携）が採択され、その成果は、地域に根ざす多様な教育支援人材の育成に反映されつつある。
- 平成 18 年度文部科学省教員養成GPに「高大融合による理数科高校教員の養成」が採択され、その成果は、平成 20 年度より始まった「地域の学校園及び保護者と取り組む新理数科教育システムの開発」プロジェクトにおいて、より深化・体系化させた理数科教育プログラムへと展開させている。
- 平成 17 年度文部科学省教員養成GPに「鍵的場面での「対応力」を備えた教員の養成—提携校を拠点としたテトラ型チームで取り組むプログラムの開発と実践—」が採択され、その成果を学部教育（「教職実践」）へ反映させている。
- 平成 18 年度文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」に「子どもスポーツ指導プログラムの国際化推進—実践的指導力のある教員養成システムの構築—」が採択され、その成果を学部教育（「スポーツ指導方法論」）へ反映させている。
- 平成 19 年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に「幼保統合の「保育実践知」教育プログラム—「3つの学びの循環」「5つの内容」から構成する教育プログラムの開発—」が採択され、その成果を学部教育（「幼年教育特論」、「保育内容特講」、「幼児と健康」）へ反映させている。
- 平成 19 年度文部科学省大学院GPに「「地域と伝統文化」教育プログラム」が採択され、その成果を大学院修士課程の教育（「世界の中の奈良—伝統と継承・発信—」）へ反映させている。

奈良教育大学

- 平成 17 年度文部科学省教員養成GPに「鍵的場面での「対応力」を備えた教員の養成－提携校を拠点としたテトラ型チームで取り組むプログラムの開発と実践－」が採択され、その成果を大学院修士課程の教育（「教職実践指導」）へ反映させている。
- 平成 20 年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に「実習到達度を明確にした実践的指導と評価法」（宮崎大学と共同）が採択され、学部卒業生、社会人、現職教員等、多様な力量と背景を持った教職大学院生の「教育実習」について、実践的実習を踏まえつつ、有効な指導法のためのルーブリック（評価判断基準）の開発を進めている。
- 平成 19 年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に「学校問題ネットワーク構築による大学院教育－学校及び地域教育機関と連携したフィールドベースの演習プログラムの開発－」が採択され、その成果を教職大学院の教育（「学校実践Ⅰ～Ⅳ」）へ反映させている。

【改善を要する点】

- 学士課程及び大学院修士課程のシラバスの記載内容に精粗がみられる。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育学部（学士課程）は、学校教育教員養成課程の教育課程を編成する上で、「その教育理念を実現するために、組織的にカリキュラムを構築していく基本的枠組み」をカリキュラム・フレームワークと呼び、学生が卒業するまでに獲得すべき学校教員としての資質能力、「目標資質能力」を以下の7つに絞り、それら7つの能力をその参照枠としている（平成19年度から導入）。

- 1) 学校教育の課題把握（教育の目的・歴史、人権、さらには教育や学校に関する法令などを理解し、現代的な教育課題を把握できる。）
- 2) 教科・領域に関する基礎的知識と教育実践への具体化（小学校、中学校の教科内容とその系統性を理解し、教育実践に活用することができる。）
- 3) 情報活用能力（主な情報機器を利用し、獲得した情報を教育活動に具体化できる。）
- 4) 授業力
 - 4.1 学習設計（学習指導計画立案に関する基本的事項を理解し、児童・生徒の発達段階に応じて作成することができる。）
 - 4.2 学習指導（多様な指導方法を理解し、児童・生徒の発達段階に応じた指導をすることができる。）
 - 4.3 学習評価（多様な評価方法を理解し、児童・生徒の発達段階に応じて用いることができる。）
- 5) 児童・生徒理解と教育実践への具体化（児童・生徒の身体的・認知的・情意的発育・発達に関する基礎的内容を理解し、教育実践に具体化できる。）
- 6) 学校と地域社会との連携（学校の組織的な教育活動や経営活動、地域の教育活動などに関わることの重要性を理解し、教育活動に活かすことが出来る。）
- 7) 職能成長（教師の仕事や役割、責任を自覚した上で、教師として自己成長する意味とその方法を理解し、自ら実践することができる。）

さらに、教育職員免許法の規定する枠組み、すなわち、「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」、「総合演習」、「教育実習」の6つを柱とする枠組みとカリキュラム・フレームワークの7つの目標資質能力基準とを縦横にクロスさせて、その両者が相関する枠組みの中に、バランスよく、かつ段階的に教員養成のカリキュラムを組み上げている。それは当該大学の教員養成カリキュラムの構成原理であり、教員も学生も個々の授業科目がどのような目的をもって用意され、全体の枠組み・段階のどこに位置付くものであるかを共通に理解できると同時に、養成しようとする人材像に照らして、教育の成果に関する目標達成状況を、教員と学生両方の側から、検証・評価する指針ともなっている。

大学院専門職学位課程においては、アセスメントガイドブックの評価指標に基づく達成状況を中心とし

て確認を行っている。授業については、デジタルポートフォリオにおいて、学んだこと、発展させたいことを学生に記入させることで、達成の確認と授業改善に取り組んでいる。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(1) 教育学部

① 教育職員免許状の取得状況

平成 16～20 年度までの 5 年間の教育職員免許状取得者数（免許取得者数／卒業者の数）は 81.6～93.7%で推移している。過去 5 年間に於いて、教育職員免許状取得率は増加傾向にある。学校教育教員養成課程の学生は、2 校種の一種免許状の取得が卒業要件となっているので、それを差し引くと、平成 20 年度卒業生の場合、1 人当たりおおむね 1 件のオプション免許状を取得している。

② 単位修得状況

平成 20 年度の単位修得状況を、年間の平均修得単位数／平均登録単位数で示すと、学校教育教員養成課程は、1 年次生 45／48、2 年次生 45／47、3 年次生 38／42、4 年次生 18／21、総合教育課程は、1 年次生 44／46、2 年次生 46／48、3 年次生 40／45、4 年次生 24／28 である。上限の 50 単位まで履修登録するのではなく、ややゆとりをもった履修・学習の結果が、平均 92.3%の高い単位修得率となっている。なお、4 年次の登録単位数が他学年に比べて少ないのは、卒業論文に力を傾けるための計画的な履修の結果と思われる。

また、前年度修得単位数が 40 単位以上かつ GPA 3.0 以上の者（履修特例措置の適用可能な者）は、例年 7%程度で推移している。

(2) 教育学研究科（修士課程）

① 単位の修得状況

平成 20 年度の単位修得状況を、年間の平均修得単位数／平均登録単位数で示すと、学校教育専攻は、1 年次生 34／34、2 年次生 5／7、教育実践開発専攻（2 年次生のみ）は、2 年次生 10／11、教科教育専攻は、1 年次生 27／29、2 年次生 5／6 である。平均登録単位数は、修了要件の 30 単位と比して 5～11 単位上回り、また、そのほとんどを修得している。

平成 20 年度の成績評価の分布を、GPA と分布数（割合）で示すと、4.0 は 3 人（2.2%）、3.0 以上 4.0 未満 は 76 人（55.5%）、2.0 以上 3.0 未満 は 38 人（27.7%）、1.0 以上 2.0 未満 は 6 人（4.4%）、1.0 未満は 14 人（10.2%）である。

なお、1 年次での登録単位数が、学位論文提出要件の 15 単位を相当上回っており、2 年次での登録単位数が 6～11 単位と少ない。2 年次に学位論文に集中するための計画的な履修の結果と思われる。

② 修了時の状況

過去 4 年間の修了（学位取得）率は、72～78%で推移している。平成 20 年度は、長期履修学生の割合が増えたため、72.6%と、修了率が若干低下している。

平成 17 年度入学者について、入学後の状況を見ると、入学者のうち 83.6%が 2 年の標準年限で修了しており、3 年以内では 89.0%が修了している。

③ 教育職員免許状取得状況

平成 17～20 年度までの 4 年間の教育職員免許状取得者数（免許取得者数／修了者の数）は 63.9～80.7%で推移している。修了者の多くが教育職員免許状（専修免許状）を取得しているが（取得者 1 人当たり平均で 2 つ）、取得率は減少気味である。

なお、平成 20 年度の、教員免許未取得の大学院生を対象とした学部授業科目の履修制度の利用者数（登録者数）は 33 人であり、その履修状況を、修得単位数／登録単位数で示すと、6.9／8.1（85.1%）である。制度として、よく利用されている。

④ 修士論文

修士論文のうち、学校教育や教科教育など、教育を主題とした内容となっている比率（教育を主とした論文数／修士論文数）を、平成 15～20 年度までの 6 年間で見ると、50.8～60.7%で推移している。教育を直接主題にしていない修士論文においても、中期目標に示した大学院教育の理念及びアドミッション・ポリシーに掲げた教育実践を視野に入れた内容・構成が要件となっている。

(3) 教育学研究科（専門職学位課程）

平成 20 年度の単位修得状況を、年間の平均修得単位数／平均登録単位数で示すと、28／30（学生数 17 人）であり、その成績評価分布は、4.0 は 0 人（0%）、3.0 以上 4.0 未満は 10 人（58.8%）、2.0 以上 3.0 未満は 4 人（23.5%）、1.0 以上 2.0 未満は 0 人（0%）、1.0 未満は 3 人（17.7%）となっている。なお、教職大学院は平成 20 年 4 月に設置され、平成 21 年 6 月現在、学年進行中であることから、修了に関する実績はない。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(1) 教育学部

学生による授業評価アンケート（平成 20 年度前期・後期の全授業）の各質問項目の結果を見ると、教員の授業力についての諸項目は、いずれも肯定的な回答が 80%を超えており、非常に良好な結果である。特に「授業に対する準備」、「熱意」などは 90%以上に達している。

「授業のレベル」については、「適当」と回答したのは前期、後期それぞれ 54.1%、53.9%であった。「授業から新しい知識や考え方を得たか」（前期 92.1%、後期 93.5%）や「授業の満足度」（前期 90.3%、後期 91.8%）、「授業から新たな教育実践の知見を得たか」（前期 90.4%、後期 90.6%）などは、いずれも高い数値での肯定的な結果を示している。

また、平成 20 年度後期授業における学生の自己評価に関するアンケート調査の結果から、達成度に関する回答を見ると、全科目の合計で 91%が、ある程度以上の達成度を示している。

平成 20 年度卒業生を対象に実施したアンケートでも、卒業時までには獲得すべき資質能力（達成目標）への自己評価について、9 つの設問すべてについて 70%以上（平均 77%）が、ある程度以上達成できたと回答している。

(2) 教育学研究科（修士課程）

平成 16 年度に、過去 5 年間の修了生を対象としてアンケート調査を実施し、「授業内容」、「カリキュラム」、「その他（教授陣、履修指導、施設・設備等）」の 3 つの項目について満足度を調査している。

肯定的な回答は、「授業内容」では、「専門知識の習得・教育における現代的課題の分析と対応」が 84%、「カリキュラム」では、「目標に沿っての授業選択できるカリキュラム」が 52.1%、「その他（教授陣、履修指導、施設・設備等）」では、「教授陣の充実」が 79.7%であった。「カリキュラム」の回答率がやや低いのは、夜間コースに学ぶ現職教員の履修上の制約と時間的制約の影響があると考えら

れる。自由記述回答では、少人数教育での演習形式による丁寧な指導がよかったという記述が多くあった。

また、平成 20 年度修了生を対象に実施したアンケートでも、獲得すべき資質能力（達成目標）に関する自己評価は、9つの設問すべてについて 60%以上（平均で 73%）が、伸ばすことができたという回答している。

(3) 教育学研究科（専門職学位課程）

専門職学位課程における大学院生による授業評価アンケート（平成 20 年度前期）結果によると、教員の授業力についての諸項目はいずれも肯定的な回答が 90%を超えている。特に「授業における担当教員の話し方」、「熱意」などは 100%に達している。

「授業のレベル」については、半数以上（66.4%）が適切であると回答している。「授業から新しい知識や考え方を得たか」（99.1%）や「授業の満足度」（99.1%）、「授業から新たな教育実践の知見を得たか」（100%）なども非常に高い数値での肯定的な結果を示している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(1) 教育学部

学校教育教員養成課程と総合教育課程から成る現在の教育学部の教育研究組織は平成 11 年 4 月 1 日に発足し、平成 14 年度末に最初の卒業生を送り出している。

1) 学校教育教員養成課程

平成 14 年度以前は、教員（正規）の採用率は 10%前後であったが、それ以降は、20.8~43.4%の範囲内で、ほぼ右肩上がりで推移している。臨時採用を合わせた教員就職率は、最近 4 年間で平均 62.0%である。校種別では、小学校への就職者数が多く、平成 20 年度卒業生で見ると、学校教育教員養成課程の教員就職者 49 人（正規教員）；34 人（臨時教員）の内訳は、小学校 34 人；22 人、中学校 4 人；7 人、高等学校 1 人；1 人、特殊諸学校 6 人；2 人、幼稚園 4 人；2 人となっている。

平成 16~20 年度まで 5 年間の教員採用試験受験率の推移は 61.4~77.9%、合格率の推移は 31.4~57.8%である。

平成 14~20 年度まで 7 年間の教員以外の就職者・進学者等について（%は卒業者に占める割合）、企業就職者は、平成 15 年度以降は 12~20 人（8.3~14.7%）、公務員は平成 20 年度の 9 人を例外に 2~3 人（1.5~2.2%）、進学者は平成 14~18 年度までは 24~30 人（17.1~20.4%）であるが、平成 19、20 年度はやや減少している。教員就職を含む全体の就職率は、平成 15 年度以降は 91~94%で推移している。

2) 総合教育課程

企業就職者が最も多く、平成 14 年度からの推移は 36~51 人（31.0~40.5%）であり、平成 15 年度以降はほぼ 50 人前後となっている。次には教員で、平成 14~20 年度の正規・臨時採用の合計の推移は、17~38 人（14.7~28.6%）となっている。平成 18 年度からの 3 年間でみると、正規は 11 人、11 人、17 人と、それ以前に比べて増加している。今後の中学校、高等学校の採用数の増加によって、教員希望者はさらに増える可能性がある。平成 14 年度以降の進学者数は、24~35 人であり、学校教育教員養成課程卒業生より高くなっている。

(2) 教育学研究科（修士課程）

平成 16～20 年度まで 5 年間の教員就職者数は、正規は 13～21 人 (20.0～30.9%)、臨時は 20～22 人 (32.3～36.8%) で推移しており、修了者のうち 52～63%が教員の職に就いている。

他大学の博士課程への進学者は、平成 16～20 年度の 5 年間で 4～12 人である。

(3) 教育学研究科 (専門職学位課程)

平成 20 年度に設置され、平成 21 年 6 月現在、学年進行中であることから、進路に関する実績はない。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業 (修了) 生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(1) 教育学部

平成 18 年度に、卒業生が勤務している奈良県下の学校を対象にアンケート調査を実施し (配布数 628、回収率 41.4%)、その結果を『奈良教育大学の教育に関するアンケート結果報告書』(平成 19 年 2 月) にまとめている。卒業生の印象としては、「教科専門と教科内容の関係を理解し実践できていた」という回答が最も多く、教育の成果・効果に関する問い「教科に関する学術的知識を備えている」「教師の役割を自覚している」については、約 6 割の回答者が「あてはまる」とし、「子供の発達に関する基礎知識を備えている」「幅広い教養と専門的知識・技能を習得している」についても、過半数が「あてはまる」と回答している。

(2) 教育学研究科 (修士課程)

平成 19 年度に、奈良県下の小学校及び中学校の管理職 (校長、教頭) を対象として、アンケート調査を実施している。配布数は、小学校 227、中学校 120、回収率は小学校、51.5%、中学校 58.3% である。

「本学修士課程修了の教員 (修士課程の教育実習生を含む) と接された経験上、奈良教育大学における教育の成果・効果はどのような部分に現れていたと思われますか」として、以下のとおり 10 の設問について回答を求めた。具体的に、「教師の役割を自覚し、責任を持って教育にあたる」、「子供の発達と学習に関する基礎知識と理解力を備えている」、「教科に関する学術的知識と理解力を備えている」、「幅広い教養と基礎的な専門的知識・技能を習得している」、「子供の学ぶ意欲を高める方法を学んでいる」、「わかる授業の実施、適切な生徒指導ができる」、「カリキュラム編成の基礎的知識を修得している」、「教育の理念と実践が統合された専門的能力を有している」、「学級経営に関する知識、方法を修得している」、「社会の多様な変化に対応した学際的分野で専門知識を身につけ、積極的に活用する」の設問に対して、全体的に高い評価を得ている。「その他[自由記述]」では、「わかる授業の創造をめざして自己研究を続け、指導的立場で活躍してくれている」「専門に偏るのではなくオールラウンド的能力を備えている」という評価を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学校教員として獲得すべき資質能力 (7つの目標資質能力) と教育職員免許法が定める 6つの柱を組み合わせた枠組みを構成原理とする教員養成カリキュラムを構築することにより、教員と学生との

間で、個々の授業の目的やカリキュラム全体における位置付けについて共通に理解できると同時に、教育の成果の目標達成状況を、教員と学生両方の側からの検証・評価を可能としている。

【更なる向上が期待される点】

- カリキュラム・フレームワークを構築して、バランスのとれた、全体像の見えるカリキュラムを編成し、学生が獲得すべき資質能力目標を明示しているのは、きわめて優れた取組であるが、今後さらに学生への周知を図り、それが単位認定の評価の適正化と連動して展開されることが期待される。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

毎年4月の入学時に、学部新入生対象（3日間）、大学院（修士課程、専門職学位課程、夜間コース）新入生対象、特別支援教育特別専攻科新入生対象、さらに保護者を対象に、ガイダンスを実施している。内容は、大学生生活の意義、図書館、健康相談、健康管理、人権教育・ハラスメント防止、国際交流等、多岐にわたるが、特に履修指導については、教務課による「カリキュラムと履修登録について」、「履修登録の事前指導」のほか、「学年担当教員との懇談」の時間が設けられている。「事前指導」では、履修の手引のほかに、履修上の留意事項を整理した補足資料『履修登録に当たって』と、履修例（モデル）の冊子も用意されている。

また、ガイダンスの一環として、新入生を対象に学外合宿研修を実施しており、新入生にとって、教育課程・履修計画を理解するとともに、学年担当教員との話し合いや友人を作る上での良い機会となっている。

教育学部学校教育教員養成課程では、1年次後期からコース内の専修が決定されることから、それに先立って、各コースで教員による説明会を実施し、専修の学習内容について周知を図っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

(1) 学習支援に関する学生のニーズの把握

ほぼ2年ごとに、学生委員会による「学生生活実態調査」が実施され、学習支援に関する学生のニーズの把握が図られている。近年では、平成17年度、19年度及び20年度に実施されている。調査結果は、学生委員会において分析を行い、各教員に結果を報告し、支援策に反映する仕組みとしている。

学生と直接意見交換を行う場として、「大学懇談会」と「学生と学長との懇談会」が設けられている。「大学懇談会」は、学生、教職員、同窓会、後援会、地域住民が一堂に会して懇談する会であり、年1回開催されている。「学生と学長との懇談会」は、学長が学生と気軽に談話することで学生の意見や要望を直接聞き、これを大学運営に活かすことを目的として、年1回実施されている。懇談内容は、教職大学院、学内行事等に関する質問や意見、施設に関する要望等、多岐にわたっている。

また、就職支援室では、進路に関するアンケート（学部3年次生及び大学院1年次生対象）を実施し、学生のニーズや必要とされる支援の在り方等を収集・分析し、就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映している。

(2) 学習相談、助言、支援

学習相談については、オフィスアワーを導入し、学生掲示板、入学時ガイダンス、冊子『学生生活』及び大学ウェブサイトで周知を図っている。

学部においては学年担当教員と指導教員を設けている。学年担当教員は、課程・コース毎に置かれ、1年次から3年次の間の大学生生活上の事柄について相談、助言（例えば、奨学金の申請、授業料の免除、休学、退学等）に当たっている。指導教員制は、主に4年次の卒業論文の指導を行う制度で、研究室単位での修学や就職の問題についても指導や助言に当たっている。

大学院修士課程にあつては研究指導教員、専門職学位課程（教職大学院）にあつては指導教員が入学後定められ、学習相談・助言に当たっている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

平成21年5月現在、外国人留学生70人、社会人学生（現職教員）34人（大学院31人、特別支援教育特別専攻科3人）、障害のある学生1人（大学院生、視覚障害）が在籍している。

留学生については、留学生委員会（委員7人、留学生担当事務職員3人）がその対応に当たっている。『留学生の手引き』を発行し、留学生対象の正規授業のほか、日本語の補講を外部講師に依頼して実施している。そのほか、チューター制度を取り入れ、学習、就学への個別指導などを行うとともに、チューター連絡会議や講習会を継続的に開催し、支援の強化を図っている。また、留学生懇談会（春季及び秋季）、国際学生宿舍懇談会（毎年1回）、見学旅行（1泊2日）等を活用して留学生と懇談するとともに、留学生担当教員及び日本語担当教員が定期的に面談を実施し、支援のニーズの把握に努めている。これら以外にも、相談を受けた各教員が学生の要望等を聞き、情報の共有と改善を図っている。

障害のある学生に対しては、年度始めに希望を調査し、ノートテイカーの配置や施設のバリアフリー化を行っている。

社会人（主に現職教員）が在籍している大学院各専攻にあつては、大学院設置基準第14条を適用して、授業や指導を受けやすい特別の授業時間帯を設定し、事務については20時まで夜間対応を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習支援のため、図書館（177席）は平日の夜間に加え、土曜日にも開館しており、試験前3週間と試験期間は日曜日・祝日も開館している。開館時間は、平日の授業期間は閲覧室9時から21時；パソコン室9時から20時30分、教育実習期間は閲覧室9時から20時；パソコン室9時から19時30分、土曜日は閲覧室10時から17時；パソコン室10時から16時30分。試験前3週間と試験期間の日曜日・祝日は閲覧室10時から17時；パソコン室10時から16時30分となっている。

「学生オフィス」(48 席)と「情報サテライト室」も、学生が自由に勉学に専念できる場所として用意されている。学生オフィスは、学生の自学、自習及び憩いの場として、学習スペースとリフレッシュコーナーが設けられ、7時から22時30分まで使用できるようにしている。情報サテライト室は、学生が情報処理機器を用いて学習、研究、情報収集を行う場として、平日8時30分から20時45分まで使用できるようにしている。

また、留学生及び日本人学生が交流を深めるための「国際交流室」を設置しており、パソコン3台を配置している。さらに、グループ討論の場として「学生ラウンジ」、「学生会館談話室」等があり、「学生ラウンジ」については毎月10人から20人程度のグループ(教職員等も含む)が定期的に活用している。

ほかにも、「教育資料館」があり、初等中等教育に関する資料を中心に収蔵し、学習のための利用に供している。同時に、教育・研究発表の場として展示等にも活用している。また、学習の一環として、世界遺産関係のDVDを鑑賞する「世界遺産ミニシアター」を備えている。

大学院生も学部生と同様に上記の各施設を使用できるが、特に大学院生には専用の自習室が設けられており、情報端末付きの机、プリンタ、ロッカーを備え、セキュリティロック付きの自動扉により安全上の配慮もなされている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

大学は、正課以外に、大学の許可の下に学生が自発的に行う文化的、社会的、体育的な諸活動を奨励している。文化会所属クラブ19団体、体育会所属クラブ25団体の計44の団体がある。

大学の支援体制としては、学生委員会の下に置かれた点検・評価ワーキング・グループが課外活動の支援を行っている。

課外教育活動施設として、学生会館、サークル部室に加え、平成19年12月に課外活動共用施設(サークル共用棟)700㎡、平成20年2月に音楽練習室等188㎡が新たに設置されている。このうち、短期使用施設として会議室、多目的スペース、資料作成室を、長期使用施設として文化会室、体育会室、練習室、倉庫を、課外活動施設使用規則(平成20年5月29日制定)に則って、学生団体の利用に供している。体育施設には、部室、テニスコート、体育館、更衣室・温水シャワー室、50mプール、舞踊室、剣道場、柔道場、合宿所及び体育倉庫、砂場、400mトラック、ラグビー・サッカーコート、野球場、ハンドボールコート、弓道場、トレーニング室、スキー室、課外活動共用棟がある。

そのほか、物的支援として、用具・機械・楽器等を適宜貸出しており、後援会からも課外活動に対する物品等購入の予算的支援がなされている。

課外活動及び学術活動等の振興策として、学長表彰及び学生委員会委員長表彰を行っている。また、大学独自の学生支援策として、「学生企画活動支援事業」を行っている。この事業は、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して大学が経済的支援等を行い、学生自身に自主的に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである。平成16~20年度まで5年間の申請件数は12~16件、許可件数は8~9件、支援経費は年間200~350万円である。

学生委員会とサークル顧問教員との懇談会を開催し、大学、顧問教員、学生の三者が危機対応・管理に関する共通認識を持つよう意見交換を行っている。また、指導力の育成、並びに相互の親睦と理解を深めるため、「サークルリーダーズ・ミーティング」(体育会・文化会)に、学生委員会委員長及び学生支援課が参加し、今後の対応についての説明や、次期リーダーとしての心構えの啓発も行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

ほぼ2年ごとに学生委員会による「学生生活実態調査」を実施し、「アルバイトに関することについて」「心身の健康について」等の項目により、そのニーズや実態の把握に努めるとともに、自由記述欄に書かれた要望に対しても対応している。これらの調査結果は、学生委員会及び関係の委員会等で分析し、教授会に結果を報告し、支援策の向上につなげている。平成20年度の事例では、「学生生活実態調査」の自由記述で学生から要望が多かった学生食堂及び生協のスペース拡大と女子寮の改修が検討されている。学生食堂等のスペースの拡大については、プロジェクトを立ち上げ、アンケート調査を実施し、できる限り要望を取り入れることとなっており、女子寮の改修工事についても、アンケート調査を実施し、居室プラン等を取り入れることになっている。いずれも、平成21年度中に対応することになっている。

大学生活全般における要望・相談については、「学生なんでも提言箱」を設置し（管理棟と学生会館の2ヶ所、メールも可）、副学長（教育担当）を責任者としてハラスメント、教務・学生生活全般、施設改善要求等の事項に対応している。平成18年度の事例では、図書館の窓に網戸を設置して欲しいとの要望があり、協議の結果、実現し、学生の要望に応えている。

個人生活上の諸問題については、「学生相談室」を設置し、学生相談員（保健管理センター所長・医師）を配置して対応している。健康相談及びカウンセリングについては、保健管理センターが対応している。特にカウンセリングにおいては、週3日、専任のカウンセラー（学外から臨床心理士3人委嘱）を配置している。

進路相談については、就職支援室が外部相談員2人（教員就職対象、企業就職対象）を委嘱して対応している。また、就職情報資料室及び就職指導室を設置し、パソコンや就職関係資料等を整備して、進路選択に供している。

各種ハラスメントについては、「国立大学法人奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する規則」に基づき、ハラスメント相談員11人（医師、看護師、教員、事務職員）を配置し、同指針に基づき、啓発・防止・救済に努めている。相談員から報告のあった事案については、人権・ハラスメント防止委員会が対応している。

そのほか、学生委員会に、事件・事故に対応する小委員会、不登校学生支援対策委員会を設置し、平成17年度より対応フローを作成して、関係部署が連携の上、組織的な支援・対応を行っている。

これら各種相談体制の学生への周知に関しては、大学ウェブサイトや冊子『学生生活』、ハラスメント防止リーフレット、掲示等により行っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

特別な支援を行うことが必要と考えられる者の在籍者数は、観点7-1-④に記載したとおりである。学習支援の場合と同様、生活支援についても、外国人留学生に対しては、留学生委員会が対応している。チューター制度（40時間／半期）による個別指導を行い、『留学生の手引き』を作成して、留学生の就学を含む生活支援を行っている。チューター連絡会議やチューター向け講習会も行っている。

障害のある学生は、平成 21 年 5 月現在、1 人在籍（視覚障害）しているが、入学時及び年度始めに希望を調査し、特別な支援が必要か確認している。施設面では、エレベーターの設置やトイレ、階段スロープの設置による段差の解消など大学内の移動等に配慮し、バリアフリー化を進めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-3 ③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

(1) 授業料免除制度

授業料免除は、授業料免除等選考基準により、学生委員会の議を経て行っている。申請・許可状況は、平成 18～20 年度まで 3 年間を見ると、学部・大学院・特別専攻科を合わせて、前期・後期とも、申請者数は 150～182 人、許可された者は、全額免除が 13～27 人、半額免除が 105～136 人で推移している。留学生に対しては、「私費外国人留学生授業料特別免除制度」を設けており、学業成績が特に優秀と認められる学生について、各学年 1 人、計 6 人の授業料を全額免除している。

(2) 日本学生支援機構奨学金及びその他の奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金が主なものであるが、そのほかに地方公共団体及び民間育英団体の奨学金がある。日本学生支援機構の奨学金の受給率（受給者数／学生数）は、平成 18～20 年度までの 3 年間の推移を見ると、第一種（無利子）、第二種（有利子）、その他を合わせて、学部は 31.93%、35.74%、34.61%、大学院は 24.24%、41.27%、44.83%、専攻科は 0.00%、0.00%、23.08%となっている。大学院の受給率が上昇してきている。

(3) 後援会奨学金制度「学習奨励費」

大学独自の奨学金として、後援会が実施している「学習奨励費」があり、月額 1 万円、年間 10 人を対象としており、選考は後援会の役員会が行っている。

(4) 寄宿舍

一般学生寄宿舍として大学の近くに女子寮（定員 136 人、4 人部屋）がある。寄宿料は月額 700 円で、入居選考は「奈良教育大学学生宿舍要項」に基づいて行っている。入居状況は、老朽化が進んでいることもあり、平成 15 年度から 50～70%台で推移している。このため、平成 21 年度に大規模改修を行い、64 室の個室とする計画が進行している。寄宿料については、近隣のアパート等の家賃を調査し、適正な価格とするよう検討されている。

国際学生宿舎には、日本人男子学生用（定員 60 人）と留学生用（定員 40 人）の居室がある。寄宿料は月額 4,700 円であり、入居者の選考は奈良教育大学外国人留学生宿舎運営委員会が行っている。入居率は、平成 15 年度から 80～95%台で推移している。

以上の諸制度については、全学生に配付している冊子『学生生活』や、大学ウェブサイトに掲載し、周知を図っている。

なお、経済面での援助に関する学生のニーズについては、学生生活実態調査で把握し、その結果を運用に役立てている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 2年ごとに学生生活実態調査を実施して、その分析結果を教員に報告し、また、「学生と学長との懇談会」を毎年実施するなどして、学生のニーズを幅広く把握する努力がなされている。
- 学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して大学が経済的支援等を行う「学生企画活動支援事業」は、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資する特色ある事業である。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 114,433 m²、校舎等の施設面積は 32,953 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究施設は、渡り廊下で接続された 7 棟並びに独立の 7 棟の研究棟、研究棟に接続された講義棟 4 棟、別棟の学術情報研究センターの図書館、情報館、教育資料館の 3 棟、教育実践総合センターから成る。また、屋内体育施設として、講堂、体育館、武道場、舞踏室、課外活動共用施設、学生会館等の共通施設があり、屋外体育施設として、多目的運動場、テニスコート、弓道場、プール等が整備されている。

講義棟 1・2 号棟は、平成 11 年度に使用状況調査を行い、その結果を基に平成 12 年度に中教室を小・中教室に改修している。講義室 27 室（総面積 2,067 m²、収容人数 1,765 人）の稼働率は 63%となっている。少人数教育が主で、大教室は 1 室のみであり、情報館には実習室が 3 室ある。

平成 17 年度に、これらの教育・研究施設についての使用状況調査を行い、使用者一覧表を作成している。平成 18 年度には現地調査を行い、教員研究室、実験実習室、大学院生室、共同利用スペース等の点検・評価を行った。稼働率の低い講義室、実験室等は共同利用スペースとし、退職した教員の研究室は学長管理として、「奈良教育大学施設の有効活用に関する要項」に基づき、貸し出している。このほか、学生の自主学習や議論の場として、学生オフィス、国際交流室、情報室が配置されている。

また、施設・設備のバリアフリー化については、講義室、研究棟にスロープ、エレベーターが設置されており、障害者用トイレの位置を構内案内板に明示し、随時改修を行ってキャンパスアメニティ環境の向上に努めている。ただし、特別支援教育研究センターの出入口及び通路、さらに図書館玄関へのアプローチ及び内部のバリアフリー化が早急に必要である。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がおおむねなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

キャンパス情報ネットワークは、全棟を光ファイバ（1000BASE-LX、1000BASE-SX 等）により高速通信できるように整備を進めるとともに、遠隔地の寮とは、指向性の無線 LAN によって接続している。学外接続として、広域イーサネット（100Mbps）により、同志社大学 NOC を経由して学術情報ネットワーク（SINET）に接続しており、教育・研究活動の利用をはじめ、研究情報の交流、地域・学校現場・企業等へ

の各種情報発信等に利用されている。その際、安全に学外へ情報提供できるように、ファイアウォールを整備運用している。この仕組みは、不正アクセス等の迷惑行為が行えない仕組みとしても機能している。キャンパス情報ネットワークには、あらかじめ登録されたパソコンのみが接続できるようになっている。

また、共同利用パソコンとして、情報館の演習室・実習室（135台）、教育実践総合センターのメディアルーム（15台）、図書館（33台）、文化棟の情報サテライト室（15台）、講義棟の301パソコン室（40台）、合計238台（パソコン1台当たり学生5.7人）を配置し、学生の教育・研究活動に提供している。

学習支援機能を高めた e-learning の取組としては、Web-C T等を導入しており、教員が授業に関するウェブサイトを作製し、授業に対する学生からの意見を集めることもできる環境が整えられている。

情報ネットワークの円滑な運用及びセキュリティ対策を図るため、「奈良教育大学キャンパスネットワーク利用規則」、「奈良教育大学個人端末接続規則」及び「奈良教育大学学外端末接続規則」の諸規則を整備している。セキュリティ面では、「国立大学法人奈良教育大学情報セキュリティポリシー」を制定しており、最高情報セキュリティ責任者の下、情報セキュリティを確保するための組織及び責任者を明確にしている。教職員・学生などの利用者には、冊子『「情報モラル」とマナーについて』などにより情報セキュリティポリシーの周知を行うとともに、新入生には授業において説明し、新任教職員には利用ガイダンスの研修を実施している。

コンピュータ設備の利用に関する調査は、平成17年度（5段階評価）、平成19年度（3段階評価）の在学生調査で実施しており、平成15年度は「とても満足」、「まあ満足」が合わせて70.1%、平成19年度は「満足している」が53.9%の調査結果が得られている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

施設の確保・活用については、全学的視点から、「施設マネジメントに関する基本方針」（平成18年7月28日制定）を策定している。

各施設・設備の運用については、「奈良教育大学施設使用要領」が定められ、また、学生相談室、学生会館、寄宿舍、国際学生宿舍、国際交流室、学生オフィス、大学院生研究室、共同演習室、共同実験・演習室、情報サテライト室、課外教育活動施設、健康管理センター、学術情報研究センター（図書館、情報館、教育資料館）、教育実践総合センター、自然環境教育センター、特別支援教育研究センター、理数教育研究センター、講堂、職員会館等の使用・利用について、個別に規則が定められている。これらの規則等は大学ウェブサイトに掲載されている。教職員及び学生への利用方法・案内についても、大学ウェブサイトに掲載されており、施設によっては冊子体の利用案内や手引も作成されている。特に学生に対しては、入学時全員に配付される冊子『学生生活』に掲載し、周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、学術情報研究センターに置かれ、同センターの図書館部門がその業務を担っている。座席数177席の閲覧室、開架・閉架書庫のほか、文庫本室、資料室、貴重図書室、AVコーナー、「えほんのひろば」、パソコン室などが整備されており、学生の主体的学習を支援するため、平日の夜間に加え、土曜日も

開館している。閲覧室とパソコン室があり、開館時間は、平日の授業期間は閲覧室9時から21時；パソコン室9時から20時30分、教育実習期間は閲覧室9時から20時；パソコン室9時から19時30分、土曜日は閲覧室10時から17時；パソコン室10時から16時30分、試験前3週間・試験期間は閲覧室10時から17時；パソコン室10時から16時30分となっている。

平成21年3月31日現在、蔵書等の数は、和書271,774冊、和雑誌5,933種類、洋書45,858冊、洋雑誌850種類、点字図書153冊、図書合計317,785冊、雑誌合計6,783種類である。平成20年度の図書受入冊数及び雑誌受入種類は、購入と寄贈を合わせて、和書4,127冊、和雑誌1,243種類、洋書233冊、洋雑誌158種類である。

ほかに、平成21年3月31日現在、視聴覚資料として、マイクロフィルム(10点)、マイクロフィッシュ(2点)、カセットテープ(14点)、ビデオテープ(16点)、CD・LD・DVD(246点)、レコード(8点)、映画フィルム(3点)、スライド(15点)、CD-ROM・DVD-ROM(26点)を所蔵している。

図書資料は、「図書資料収集方針」に基づいて収集されている。講義に関連する図書や学生の教養を高めるための図書については、教職員・学生からの推薦を随時受け付け、図書館資料の充実を図っている。教科書・指導書については、教育実習用として、奈良市内の小・中・高等学校が使用しているものを主に購入している。小学校・中学校教科書は、附属小・中学校、奈良市教育委員会採用の教科書を各科目3冊ずつ、採用されていない教科書は各科目全種類を1冊ずつ購入している。これらは、教科書・指導書コーナーを設けて学生の利用に供している。また、各授業科目を担当している教員が、シラバスで、履修する学生が必読すべき、又は参考として読むべき図書として指定したものは、専用のコーナーを設けて利用に供している。

「えほんのひろば」は、附属学校園との連携教育、また地域の家庭教育の支援を目的として開設されている。絵本を活用した授業の場、附属幼稚園園児の保育、学生のクラブ活動での利活用の場、子育て支援としての地域における交流の場及び現職教員(公立図書館司書を含む。)の再教育の場となるよう充実が図られている。

学生の利用に資するため、『図書館利用案内』の冊子を配付し、新入生には図書館利用のガイダンスを実施している。平成18～20年度まで3年間の学生への貸出実績は、7,315人(13,770冊)、7,385人(14,491冊)、8,389人(14,015冊)と増加してきている。学生1人当たりの貸出冊数は年間約13冊である。教職員への貸出のほか、学外者にも貸出が行われている。

利用者の多様な資料要求にこたえるために、全国の大学が資料提供面で図書館間の相互協力を行っており、当該大学の図書館もこの大学間相互利用制度を通じて利用者の要求に応えている。平成20年度の相互利用実績は、貸し出した図書資料104冊、借り受けた資料110冊となっている。また、文献複写サービスでは、学外からの受付件数は786件、学外への依頼件数は720件となっている。

なお、教育資料館においては、学制発足以降における奈良県下の初等中等教育に関する教育関係資料、教育研究上必要な資料等を系統的に収集、整理している。また、上記の貴重な教育関係資料を、教育資料館で展示したり、ウェブサイト上で公開したりするなど有効に活用している。

これらのことから、図書館等が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「えほんのひろば」は、附属学校園との連携教育や地域の家庭教育の支援を目的として開設されている、特色ある取組である。
- 教育資料館は、学制発足以降における奈良県下の初等中等教育に関する資料を中心として、教育研究上必要な教育関係資料を系統的に収集、整理、展示している。

【改善を要する点】

- 特別支援教育研究センターの出入口及び通路、さらに図書館玄関へのアプローチ及び内部のバリアフリー化が早急に必要である。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示すデータや資料については、教務委員会、FD委員会が中心となって収集を行い、事務局において管理・蓄積されている。これらのデータ・資料は、「法人文書管理規則」に定められた管理体制の下で、それぞれの文書について個別に定められた期間、保存することとされている。管理体制は、総括文書管理者、文書管理者及び文書管理担当者から成り、事務局長を総括文書管理者とし、文書管理者には、事務局にあつては各課課長、事務局以外の組織にあつては当該部局長、文書管理担当者には文書管理者が指名する者をもって充てている。また、各講座の教員又は教員組織が保有する教育・研究関係の文書については、副学長（企画担当）が文書管理者となっている。

学生の成績管理は、事務局において行われている。シラバス、各教員による授業結果報告書も事務局が収集、管理し、試験答案、レポート等成績の基礎資料、講義記録や講義に使用されたプリント、教材等は、各教員が収集し、蓄積している。

卒業論文及び修士論文は、「法人文書管理規則」により、各教員の下に5年以上保管することとなっている。修士論文のうち、本人と教員の了解が得られたものについては、附属図書館において写しを保管している。また、学術リポジトリへの登録も開始されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育方法等の改善を目的として、FD委員会が、前・後期授業終了時に、学生による「授業評価アンケート」を実施している。実施率は年々上昇傾向にあり、近年は年平均70%を超えている。この集計結果は、担当の教員にフィードバックされる。同時に学務情報システムにおいて、少人数の授業科目（学部：2人以下）を除き、教員相互に閲覧可能となっており、授業の改善に向けての資料となっている。平成18年度には、全教員にアンケート結果を今後の授業展開の工夫・改善に活用するよう要請すると同時に、授業に工夫・改善が行われた事例について報告書の提出を求めている。42人の教員から回答があり、「授業レベルが高すぎる、やや高い」という回答が多いことに対して、「質疑応答の時間を増やす」「課題を与えて学生の基礎レベルを確認する」といった対応を行ったことなど、様々な改善の報告がなされている。

大学院生に対しては、平成19年1月に「大学院の授業・カリキュラムに関するアンケート調査」を実施している。その結果に基づき、修士課程の学生も専門職学位課程の授業を履修できるようにしたことや、

共通科目において討議方式の時間を増やすなどの改善を行っている。

学生委員会を中心として、2年に1回「学生生活実態調査」を実施し、調査結果は、学生委員会及び関係の委員会が分析を行い、報告書にまとめて全教員に配付している。

大学構成員の意見聴取の場としては、ほかに「大学懇談会」や「学長との懇談会」、各教員によるオフィスアワーがあり、学生から質問や相談を受ける機会が用意されている。また、「学生なんでも提言箱」を設けており、学生が授業や学習環境についても随時意見を伝えることが可能になっている。

このような学生・教職員からの意見や評価結果は、教授会等に報告され、改善が図られている。教務委員会、教育課程開発室、FD委員会においては、教育課程の見直しや教育の質の向上、改善のための取組について、継続的に検討が行われている。検討事項については、関連委員会や関連講座に随時、再検討が求められる。平成18年度に教育課程組織が改編された際には、評価結果を踏まえて、教育システム・カリキュラム及び授業内容等について種々の改善が加えられている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者との意見交換の場として、奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会を毎年定期的に開催している。県教委側からは教育長をはじめ教職員課長、学校教育課長等の教育行政責任者、大学からは学長をはじめ各種委員会委員長等が参加し、受入側が求める教師像に関する意見交換を行い、教職大学院での連携協力など、大学院教育の改善につなげている。また、教員養成に関して、教員に求められる資質・能力等についても、協議会での意見をカリキュラム・フレームワーク項目の検討・改訂に取り入れている。

また、平成18年度に、教育目標に照らした教育成果の検証を行うため、奈良県下の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校を対象に、「卒業生の勤務先アンケート調査」を実施している。教育の状況に関する質問項目として、「授業内容について」、「教育システム・カリキュラムについて」、「教員について」、「施設・設備について」を設け、それぞれの達成度及び満足度等を調査した。調査結果は、『奈良教育大学の教育に関するアンケート結果報告書』に取りまとめ、学内関係者に周知されている。なお、平成19年度には、「大学院修了生の勤務先アンケート調査」を同様に実施している。

卒業生・修了生からの意見聴取としては、大学院修了生に対して平成16年度に、平成17年度・18年度卒業生を対象に平成19年度に、それぞれアンケート調査を実施している。社会で求められる教育内容を検証することにより、今後の人材育成の方向性・教育内容の検討を行うための基礎資料を得ることを目的としている。

これらの結果は、教務委員会等関係委員会でとりまとめ、改善への基礎資料とするとともに、自己評価書に反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

授業評価アンケート調査の集計結果については、担当の教員にフィードバックしている。教員は、前年度のアンケート結果を翌年度のシラバスに反映させて、授業内容や教材の改善を図っている。全体の集計結果は、学務情報システムにおいて、少人数の授業科目（学部：2人以下）を除いて閲覧可能となってお

り、授業の改善に向けての資料となっている。

また、FD委員会では毎年、FD授業交流会を実施している。教員が、対象となった授業の在り方や問題点について意見交換を行い、他の教員からの評価は、授業構成法、授業対話カードの利用法、学生の授業参加への工夫、Web-C Tの活用等、個々の授業改善に役立てられている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD委員会は、各年度のFD事業の実施計画を立て、授業評価アンケート、FD講演会、FD授業交流会等を実施している。その実施結果は、FD事業報告書、授業評価アンケート報告書として教職員に配付するとともに、図書館において学生の閲覧に供している。

学生による「授業評価アンケート」は、観点9-1-②で述べたとおりである。「FD講演会」は、FDに造詣の深い講師を招いて年1回行っており、「FD授業交流会」では、担当の教員の授業が行われた後、その授業展開、授業方法、使用教材等に関して、意見交換を行っている。交流会も年1回の実施であるが、平成21年2月に実施された交流会（参加者70人）は「深めよう授業の技、分かち合おう課題意識を！」をテーマに、第1部「教育実践の成果と課題」（4人発表）、第2部「個々の授業における工夫と改善」（5人発表）という内容で行われ、実施後にアンケート調査（回収率54.3%）を行い、その結果を集計して公表している。回答は、「大変参考になった」、「参考になった」を合わせて、第1部は76.3%、第2部は86.8%であった。

大学院教育に関する最近のFDの取組としては、平成19年10月31日に、「本学における大学院教育とは何か」をテーマに「FDパネルディスカッション」を開催している。参加率は全教員の約71%で、参加者アンケートでは、88.9%の教員が「大変参考になった」「参考になった」と回答している。自由記述では、講義展開の工夫、学習した成果の目標への到達度の評価、教員同士のディスカッション等への積極的な意見が寄せられている。

これらのFD事業については、FD委員会において毎年度検討し、次年度への改善につなげている。近年の主な改善事項としては、次の2点が挙げられる。

- ・ 過去の授業評価アンケートの実施率と全体的傾向の分析を行い、アンケートが実施されていない場合の問題として、授業の受講生数の少ない場合や複数教員が担当する場合などの問題点が明らかになった。それらへの対応をとることにより、平成18年度のアンケート実施率は、従来の60%から75%に上昇している。
- ・ 平成17年度まで、互いの授業を公開・参観する「授業検討会」を実施しており、一定の成果は出ていたが、出席範囲が関係者にとどまり、全学的な展開になっていないのが問題点として挙げられていた。この反省に基づき、平成18年度から、コースごとに教員の発表による「FD授業交流会」に発展させている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者としての教務課職員（観点3-4-①参照）に対する研修は、基本的に、OJT（On the Job Training）により行っている。日常の業務を通して、上司や先輩から直接指導を受けることで、多様な学生への指導方法や、教育支援業務の法令上の位置付け等に関して実践的に学ぶことにより、教育支援者としての能力開発を行っている。また、日本学生支援機構や奈良県大学学生指導協議会などの外部機関主催による研修会にも職員を派遣している。

平成20年度には、教育補助者として、延べ55人の大学院生がTAとして採用されたが、TAへの指導は、担当教員が個別に行い、教育能力の獲得・向上に努めている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各種FD事業の報告書、授業評価アンケート報告書を、教職員に配付するだけでなく、図書館に置いて学生の閲覧に供している。
- 学部でも大学院でも、授業交流会やパネルディスカッションなど、教育の質の向上や授業の改善に結び付く積極的なFD活動が展開されている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 16,767,520 千円、流動資産 1,148,709 千円であり、資産合計 17,916,229 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 1,507,335 千円、流動負債 1,030,633 千円であり、負債合計 2,537,969 千円である。これらの負債は、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、受託研究等の外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、これらの収支計画等を踏まえて、別途財政計画を策定し、学内教職員に明示している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 3,721,213 千円、経常収益 3,756,174 千円、経常利益 34,960 千円であり、当期総利益は 60,008 千円、貸借対照表における利益剰余金 301,694 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、財務委員会において予算編成方針や教育経費、研究経費等の配分方針を審議し、それに基づいて予算配分を行っている。なお、施設・設備に対する予算配分については、当該大学の財政状況等を踏まえて、その必要性、緊急性が高いものから優先的に執行することとしている。また、一般管理費の配分方法についてはゼロベース予算の手法を導入し、大学運営に必要な予算であるかを査定の上で配分している。さらに、教育の質を確保する観点から、教育経費等の追加要求や補正予算要求制度を導入し、必要性、緊急性、予算額の妥当性などを審議・査定し、予算配分している。学長裁量経費についても、学長が直接ヒアリングを実施し、外部資金獲得のための萌芽的な調査研究などに予算を配分している

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事が監事監査計画を策定し、実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長が選任した独立性を有する監査員が内部監査規則に基づいて実施している。

また、会計監査人の監査計画策定においては、監事及び監査室長に対する説明及び意見聴取が行われるなど、三者の連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人奈良教育大学を運営するために、役員として学長、理事 3 人及び監事 2 人を置くとともに、学長を補佐する副学長 5 人並びに副学長を補佐する学長補佐 4 人を置いている。理事のうち、教育担当は副学長（教育担当）を、総務担当は事務局長を兼ね、また、広報・渉外担当は学外から招へいしている。

管理運営組織として、国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議を設置している。事務組織としては、理事（総務担当）が事務局長を兼ね、その下に 8 課を置き、事務分掌を司っている（平成 21 年 5 月現在、事務・技術職員計 59 人）。また、4 つの教職連携組織、企画室、就職支援室、入試室、教育課程開発室を設置しており、それぞれ室長である担当副学長（企画担当副学長及び教育担当副学長）の下で、戦略的・機動的な法人運営を推進している。

危機管理としては、「奈良教育大学緊急事態等対策規則」を制定し（平成 20 年 3 月 28 日）、教職員の緊急連絡網を作成するなどの危機管理体制の強化を行うとともに、災害・事故等緊急対応マニュアル（リスクマネジメント）として『安全のためのしおり』を作成し、教職員及び学生に配付して、災害・事故等の際の行動指針等の徹底を図っている。

また、学術研究の信頼性と公正性を確保するために「奈良教育大学研究倫理基準」（平成 19 年 1 月 18 日制定、平成 20 年 2 月 15 日改正）を定めるとともに、公的研究費の不正使用防止のため「奈良教育大学における公的研究費の適正な取扱い等に関する規則」（平成 19 年 11 月 1 日制定）を制定するなど、不正行為の未然防止に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

意思決定プロセスとしては、各種委員会等による専門的事項の審議を踏まえ、教育研究に関する重要事項は教育研究評議会、経営に関する重要事項は経営協議会で審議を行い、役員会での議決の後、学長が意思決定する。委員会の多くは理事・副学長が委員長となっており、また、教育研究評議会、経営協議会、役員会は学長が議長となるとともに、議案の提出も行っている。このように、意思決定プロセスにおいて、

学長のリーダーシップが発揮できる仕組みとなっている。

このほか、学長の下で効率的・機動的で責任ある運営を行うため、学長、常勤理事に加えて副学長から成る運営会議を設置している。運営会議は毎週開催し、各理事・副学長がそれぞれ所掌する業務間の調整や意思疎通を図るとともに、役員会、教育研究評議会、経営協議会等での審議の内容や進め方の協議も行うなど、学長のリーダーシップを支える役割・機能を果たしている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員については、職種別（教員、附属学校園教員、事務系職員）に「学長との懇談会」を年1回開催し、学長と直接意見交換を行う場を設けている。

学生については、調査形式では「学生生活実態調査」（2年に1回）の実施、懇談会形式では「大学懇談会」及び「学長との懇談会」（それぞれ年1回）、随時の意見聴取の機会として「学生なんでも提言箱」により、授業や学習環境等についてのニーズの把握を行っている（観点7-1-②参照）。管理運営に関わるニーズとしては、施設・設備の充実に関するものがほとんどである。

学外関係者については、監事や経営協議会学外委員との意見交換、調査形式では「卒業生の勤務先アンケート調査」（平成18年度）、「大学院修了生の勤務先アンケート調査」（平成19年度）、「大学院修了生アンケート調査」（平成16年度）、懇談形式では「奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会」などにより、ニーズの把握に努めている。

このような教職員・学生等からのニーズの管理運営への反映については、監事2人と経営協議会委員11人のうち、現在、6人を学外者が占めており、学外者の視点を大学運営に活かせる体制となっている。また、各種アンケートや懇談会で得られた学内外関係者のニーズは、関係委員会で検討を行い、学生食堂や学生寮の施設改築に向けた改善等につなげている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

業務担当と会計担当の2人の監事を置いている。監事は、「監事監査規則」及び「監事監査実施基準」に基づいて、毎年度、監事監査計画を策定し、業務監査は、毎年3～4月に事務局各課及び学生からのヒアリングを実施している。また、会計監査に関しては、毎年度3回程度開催される四者協議会（学長、総務担当理事、監事、会計監査法人で構成）において、会計監査人から説明及び報告を受け、現状を把握するとともに、毎年5月に会計監査人（監査法人）から学長宛に出された独立監査人の監査報告書の説明を受け、財務諸表等を吟味している。この結果は、監事による監査報告書に記載されている。

監事は、役員会、教育研究評議会、大学の主な行事等に出席している。その際、業務の運営に関して、その審議状況、審議内容を常時把握し、意見、提言を行うとともに、適宜、学長及び理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な書類等の閲覧を行い、業務及び財産の状況を調査している。

監事は、また、経理に関する監査に関して、会計監査人、不正防止推進室、監査室と連携をとり、対応している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職階、職務別研修及び基礎実務研修を実施して、職員の専門性を高め、資質の向上を図っており、また、新任教職員研修、ハラスメント研修、安全衛生管理に関する研修、業務別の研修等、各種啓発研修を実施している。これらの研修機会により、教職員に対して職業意識の向上及び資質の向上を図っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、中期目標において「学長が全学合意を形成し、リーダーシップを発揮して責任ある執行を行うため効果的・機動的な運営体制を構築する。教育研究、管理運営等、諸活動の適正な評価に基づいた効果的な学内資源の配分が可能な運営体制を確立する」と定めている。この方針を踏まえ、学則に管理運営に関する組織等を規定するとともに、必要な事項を定めた諸規程を整備している。

また、管理運営に関わる学長、理事、副学長、学長補佐の選考、責務・権限等についても、学長選考規則、理事規則、副学長規則、学長補佐規則等、それぞれ関係規程に明示し、事務職員の責務・権限については事務組織規則及び事務分掌規則に、附属学校教員の責務・権限については附属学校運営規則において明確に示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる役員や委員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

法人化以降、毎年度、国立大学法人評価委員会に提出する業務実績報告書の作成に伴い、目標計画委員会が、年度途中及び年度末において、各種委員会及び各担当部署からの中間状況報告及び年度実績報告によるデータ及び情報の収集を行っている。また、これに並行してヒアリングを実施することで、報告された情報の裏付けを行っている。これら業務実績報告書の内容については、毎年度、ウェブサイトに公開している。

学内委員会・室の活動情報については、毎年度末に点検評価委員会により「各種委員会自己評価年次報告書」として収集・蓄積されており、学内教職員は、大学ウェブサイトで自由に閲覧することができる。収集したデータ及び情報については、秘書・企画課ですべて電子データとして一元的に蓄積、管理し、大学概要やウェブサイトを通じて、個人情報保護法に留意しつつ、情報を広く提供、発信しているほか、必要に応じて、各部署等への提供を行っている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学は、年度ごとに「評価実施指針」を定め、その指針に基づき「個人評価」及び「組織評価」を実施している。これらの実施は「点検評価委員会」が担当し、個人評価及び組織評価の実務は、その下部組織である「個人評価専門部会」及び「組織評価専門部会」がそれぞれ受け持っている。

個人評価は、平成17年度の試行実施を経て、平成18年度より毎年度、大学教員、附属学校園教員及び事務系職員の職種ごとに実施している。いずれも、自己評価、監督者による評価（大学教員を除く）を経て点検評価委員会による評価を行い、学長による所見が付されて本人へ結果が通知される。結果に対する異議申立制度も整備している。

一方、組織評価については、平成16年度以降毎年度、委員会・室を対象とした評価を行って、『各種委員会自己評価年次報告書』を取りまとめるとともに、平成17年度は大学教員、平成18年度は全学、平成19年度は附属学校園・附属施設を対象とした組織評価を実施し、その結果は、それぞれ『これまでこれから（教員総覧）』、『自己評価書』『これまでこれから（附属校園・附属施設編）』としてまとめ、冊子として公表するだけでなく、大学ウェブサイトにも掲載して、広く学内外に公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成18年度に点検評価委員会により全学を対象として実施された自己評価の報告書、『自己評価書』に基づき、平成19年3月29日に外部評価を受けている。外部評価委員会は、奈良県及び大阪府の教育委員会や近隣の教育系大学の計5機関から各1人の委員の推薦を受けて、計5人の委員により構成された。

同委員会からは、カリキュラム・フレームワーク構築への期待、成績評価基準の明確化、配置教員の活性化など、今後の教育研究活動に資する意見が種々寄せられた。その結果は、『外部評価報告書』として取りまとめ、学内外の関係者に送付するとともに、大学ウェブサイトにより広く公表されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

評価結果については、点検評価委員会が改善課題を整理し、学長に提示している。学長は、それを踏まえて委員会等関係組織に対して改善措置を要請し、全学的見地から調整している。

例えば、『各種委員会自己評価年次報告書』に基づいて委員会活動の成果の検証を行った結果、委員の負担過剰を回避して委員会活動の活性化を図るため、学長指名委員を導入し、個人評価結果を踏まえた適材適所の観点から指名を行うなど、学長のリーダーシップの浸透と機動的運営を図ることとした。

また、外部評価における指摘事項等については、関係委員会において改善に向けた検討が進められ、大学院修了者の就職先に対する意見聴取の実施、学部卒業生の就職先に対する最新の意見聴取の実施などを行い、改善点を明らかにして大学院教育の充実（教育目標・コースワークの明確化等）を図っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

教育研究活動の状況及びその成果については、大学ウェブサイトを中心に最新情報を発信している。大学ウェブサイト向社会人を対象としたページを設け、その他の関連情報とともに積極的に提供を行っている。

現在、広報・情報公開委員会において「ホームページ作成にあたってのガイドライン」の策定に向けて準備中であり、特に一般の人々に向けては、情報が正確かつ的確に伝わるよう、利用者の環境への配慮を求めることとしている。

なお、教育研究上の成果物については、報告書等にまとめるなどして、教育関係機関等への配付を行っているほか、一般向けには、広報誌『ならやま』にわかりやすくその概要を掲載し、情報の発信を行っている。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学教員、附属学校園教員、及び事務系職員と学長との懇談会が、職種別に年 1 回定期的に行われている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) **大学名** 奈良教育大学
- (2) **所在地** 奈良県奈良市高畑町
- (3) **学部等の構成**
 学部：教育学部
 研究科：教育学研究科
 専攻科：特別支援教育特別専攻科
 関連施設：学術情報研究センター、教育実践総合センター、保健管理センター、自然環境教育センター、特別支援教育研究センター、理数教育研究センター、附属中学校、附属幼稚園
- (4) **学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）**
 学生数：学部1,189人，大学院178人，専攻科10人
 専任教員数：109人
 助手数：0人

2 特徴

本学は、明治21年奈良県尋常師範学校として創設されて以来100有余年の歴史を有する。この間、奈良県の女子師範学校、青年師範学校の官立移管に伴う合併を経るなど一貫して教員養成機関として教育研究の充実・発展を図りながら、新学制発布の昭和24年5月に奈良学芸大学となり、昭和41年には奈良教育大学と改称した。そして、平成15年の国立大学法人法の施行により、平成16年4月に国立大学法人奈良教育大学が設置する大学となった。

本学においては、広い視野と豊かな人間性の上に高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有する教員、及び社会の多様な変化に対応し、より広い分野で積極的に活躍する人材の養成を目的としている。教育組織として、教員養成を目的とした学校教育教員養成課程と生涯学習社会に対応した広い意味での教育者の養成を目的とした総合教育課程を設置している。

また、教育実践の経験をふまえた教育理論の見直しなどの研究を行いながら高度の科学・芸術の研究に直接参加できる場として大学院教育学研究科（修士課程）、今日的な教育的要請に対応できる実践的指導力（専門性と実践力）のある教員を養成するための教職大学院、特別支援教育の充実に資するための特別支援教育特別専攻科を設置している。

これらの教育組織を有する本学の教育研究の特徴とし

ては、次の3つの柱が挙げられる。

(1) 「少人数教育」による教育・研究の充実

本学は、対話形式を重視した学生参加型の授業、研究室ゼミにおける懇切丁寧な卒業論文指導を展開している。小規模大学の特性を生かした「少人数教育」の充実によって、確かな学力の基盤のうえに、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力といった学びを創造し発信する力を着実に身に付けることができる。本学の卒業生に対するアンケートにおいても、本学を卒業したことへの満足度が8割を超え、その理由として学生と教員との距離が近いことが特に多く挙げられている。「少人数教育」はまさに本学の特色と言える。

(2) 「奈良・世界遺産」を生かした教育・研究の充実

本学は、古都・奈良の中心に位置し、豊かな自然と世界遺産を含む多くの伝統文化遺産に囲まれている。本学はその利点を生かして、講義や行事、教育活動において、奈良特有の自然環境や文化遺産に触れ、理解を深めるためのさまざまな機会が設けられ、近隣の国立博物館との交流も積極的に行われている。このような体験、学習を通して、日本の伝統文化への理解やそれを外へと発信する国際感覚を養うことができる。

(3) 「体験型キャリア教育」による教育・研究の充実

本学は、文部科学省の教員養成のための優れたプロジェクトに採択された「鍵的場面での『対応力』を備えた教員の養成」に代表されるように、近隣の地域・学校との連携による実践的なキャリア教育を充実させている。実際の教育現場で起こるさまざまな問題に対処する方法を、提携する小学校において体験的に学ぶこの教育プログラムの他、教育委員会との連携による学校・園への学生ボランティアの派遣などを行なっている。在学時から体験的学習を積むことで、社会から要請される実践的能力を育成することができる。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の目的

本学は、学則第 16 条（大学の目的）において、「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。」と規定している。

また、中期目標の「大学の基本的な目標」前文に、「創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを使命とする。」と、本学の使命を記載している。

2. 学部・研究科等ごとの目的

2-1. 教育学部（学士課程）

本学の使命を実現するため、教育学部においては、学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。

この育成を目指して、教育学部には、学校教育教員養成課程及び総合教育課程の 2 課程を設置している。次に、それぞれの課程ごとの目的を示す。

① 学校教育教員養成課程

学校教育教員養成課程は、小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校という学校種別の枠を越えて、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえた幅広い実践的指導力をもった教員を養成する課程であり、主に次の 4 つの力量の形成を目指す。

- ・ 義務教育を幅広く見渡し、学校種に柔軟に対応できる教育的力量
- ・ 授業・教育指導のための実践的力量
- ・ 問題をかかえる子どもたちに対する臨床的力量
- ・ 現代的課題への積極的な対応力

② 総合教育課程

総合教育課程は、21世紀にふさわしい学際性と総合教育的視野をもって、学生の豊かな感性と資質・能力を培う新時代対応型の教育を展開する。今日の、多様で広域的、かつ緊急な課題や要請に対し、それに応えられる思考能力や専門知識と技術を修得し、表現能力や創造的精神の旺盛な学生を育成することを目指す。

この教育目的の実現に向けて、教育学部においては、とりわけ教育の成果及び教育内容に関する目標として次のことを掲げ、中期目標期間内（平成16年度から21年度）にこれらを達成すべく取り組んでいる。

(1) 教育の成果に関する目標

- ・ 学士課程全体を通して、幅広く深い教養と、基礎的な専門的知識・技能を習得させる。
- ・ 教科の教育に関する基礎的知識と技能等を習得させるとともに、わかる授業や適切な生徒指導ができ、子どもの学ぶ意欲を高める豊かな人間性を備えた、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有した教員を養成する。
- ・ 社会の多様な変化に対応した学際的分野で、専門基礎を身につけ、積極的に活躍する人材を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

- ・ アドミッション・ポリシーに関して、自ら学ぼうとする積極的な意欲、物事を多面的に捉えることのできる幅広い基礎学力を備えていることを基本とする。

- ・ 教育理念や教育目標に即した、教育課程の見直しと改善を行う。
- ・ 課題解決能力、コミュニケーション能力等を高めるとともに、自主的・主体的な学習を促す授業形態や学習方法を推進する。
- ・ 小規模大学、少人数教育の利点を生かした授業方法の活用を図る。
- ・ 授業の目的を明示し、明確な評価基準にもとづく成績評価を実施する。
- ・ 社会人のリカレント教育、リフレッシュ教育、生涯学習の視点に立ち、社会人の受け入れを推進する。
また、歴史文化揺籃の地としての奈良の魅力を広く留学生に伝え、留学生の受け入れを推進する（大学院課程と共通）。

2-2. 大学院教育学研究科（修士課程、専門職学位課程）

大学院教育学研究科の目的に関しては、学則第20条に、「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」と規定している。すなわち、教育学研究科においては、学部との連携を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人としての、リーダーシップを発揮できる教員及び教育者の養成を行うものである。

この教育目的の実現に向けて、教育学研究科においては、とりわけ教育の成果及び教育内容に関する次の目標を掲げ、中期目標期間内にこれらを達成すべく取り組んでいる。

(1) 教育の成果に関する目標

- ・ 学校教育の高度化と多様化に応えるため、教育に関する諸科学の理論と実践を教授研究し、教育実践を視野に入れた、より高度な専門的力量をもった高度専門職業人としての教員及び教育者の養成をめざす。
また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図る。

(2) 教育内容等に関する目標

- ・ アドミッション・ポリシーに関して、学士課程教育で修得した基礎的・専門的知識・技能が定着しているとともに、教育に関する問題意識と研究への意志及び自己向上意欲を備えていることを基本とする。また、現職教員にあっては、教育実践に内在する課題意識とその解決への意欲を有することを基本とする。
- ・ 高度専門職業人養成及び現職教員研修の視点を踏まえた教育内容の充実を図り、系統的カリキュラムを編成する。
- ・ 教育に関する専門的知識・技能の定着とその応用、教材開発及び教育実践分析等に関する力量形成に寄与する、学習者参加型の授業形態、学習方法を推進する。
- ・ 授業の目的を明示し、明確な評価基準にもとづく成績評価を実施する。

また、平成20年4月に教職大学院として設置した専門職学位課程（教職開発専攻）においては、①学校教育における諸問題を組織的に解決できる力量をつけること、②教科指導と生徒指導を一体化させて個に応じた指導ができる力量をつけること、の2つの教育目標を持っている。その具体化に向けて、4つの目指すべき教師像「計画者・授業者としての教師」、「教科の専門性に強い教師」、「カウンセラーとしての教師」、「リーダー・調整役としての教師」を設定している。

2-3. 特別支援教育特別専攻科

特別支援教育特別専攻科の目的に関しては、学則第21条に、「特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成する」と規定している。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

奈良教育大学の目的は、「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方の特色のある文化の向上を図ること」である。また、大学院については、「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」という目的がある。いずれも学則に規定しており、学校教育法に規定された大学、大学院及び専門職大学院の目的と適合するものである。

この内容は、大学概要や履修の手引等各種冊子やホームページへの掲載などを通じて、学内はもとより社会に対して広く公表し、周知を図っている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究組織（実施体制）は、学生教育組織については、2課程7コース22専修からなる教育学部、2専攻12専修からなる教育学研究科（修士課程）、1専攻の教育学研究科（専門職学位課程）、1専攻2コースからなる特別支援教育特別専攻科からなる。これらはいずれも、教育研究の目的を果たすため明確に組織化され、かつ適切に運用されている。

一方、教員組織は、基本的には研究科の教育組織に対応した講座編成をとっている。学部については、2つの課程双方の学生教育に明確な責任指導体制を確立すべく、担当・副担当制度をとっている。これは、少人数指導による教育・研究の充実などの小規模単科大学のメリットを生かしつつ、同時に教職員数の絶対的な少なさなどの困難さをカバーする体制として、本学の教育研究の目的に照らして適切なものと言える。

さらに、本学に設置された6つのセンター及び3つの附属学校は、それぞれ教育研究の目的を達成するための役割を担っている。学術情報研究センターは、書誌情報・電子情報の受発信を通じて本学の教育研究の水準向上に貢献している。教育実践総合センターは、本学と地域との連携諸活動を結ぶHubの役割を果たしている。保健管理センターは、学生及び教職員の一元的な健康管理とともに、積極的な健康に関する啓発活動を展開している。自然環境教育センターは、実践的な環境教育のフィールドを提供している。特別支援教育研究センターは、特別支援での本学の教育研究成果を活かした地域連携活動を展開している。また、附属中学校・小学校・幼稚園は、大学教員との共同研究や連携協力、学生の教育実習を担っている。これらは全て、学部・研究科の教育研究と不可分の機能を有している。

教養教育の実施体制、教授会をはじめとする教育活動に係る重要事項を審議する体制、教務委員会をはじめとする教育課程・教育方法を検討する組織のいずれについても、小規模単科大学という本学の特性を十分に生かした、機動的かつ効率的な組織体制を構築してきている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の教育目的を達成するための教員組織は、講座制であり、大学院教育学研究科の各専攻・専修に対応する11の講座として編成されている。さらに、学術情報研究センター、教育実践総合センター、自然環境教育センター、特別支援教育研究センターに専任教員が配置されている。

現教員組織編成においては、学部、大学院修士課程及び専門職学位課程の教育を十分に遂行できる教員数を確保できており、大学院設置基準等による必要教員数も満たしている。

教員の新規採用では、公募に基づく候補者の専門的研究能力、学部・大学院での教育指導能力等を重視した選考を行っている。年齢構成については、全学的なバランスに関する制度的拘束は設けていないが、適切な状

況といえる。他機関経験者比率、本学以外の大学・大学院出身教員比率に関しては、近隣教員養成系大学等のデータと比較して高い率になっており、活性度の高い教員組織になっている。

教員の採用・昇格の選考に際しては、教員選考規則等の採用や昇格の基準が定められ、選考にあたる組織も明確に定められており、教育上または教育研究上の指導能力を十分に考慮して適切に運用されている。

教員の教育活動に関する定期的な評価は、大学教員個人評価並びに学生による授業評価アンケート調査により、それぞれ毎年度実施しており、教員個々の教育活動の改善に役立てるとともに、組織としてより適切な実施方策の検討に資するものとなっている。

各教員の研究活動と授業内容とは深い相関があり、研究の過程と成果が教育内容に反映され、大学の目的である「教育者の養成」に沿った研究活動が行われている。

教務事務など、教育支援を行う事務組織、事務職員を適切に配置し、学生が履修する上での支援に当たっている。TAによる授業補助体制は適切に機能し、学生の学力向上に資している。

基準4 学生の受入

学部・研究科等のアドミッション・ポリシー及び各課程・専攻ごとの「求める学生像」を明確に定め、学生募集要項や大学案内、大学ホームページ、オープン・キャンパス等で広く公表し、周知している。

一般選抜入試及び推薦入試とも、アドミッション・ポリシーに明示する「求める学生像」に沿った学生を幅広く受け入れるため、多様な選抜方法を採用し、学力だけでなく、独創性、専門性、表現力などを評価するよう努めている。その結果、学部の過去5年間の志願倍率は、平均6.3倍(4.9~8.1倍)を維持し、両課程においても、ほぼ5倍前後となっている。特に学部においては、地域のニーズに積極的に応える取組として「地域推薦枠」を設け、大学院においては、現職教員等の特性を踏まえた入試区分を設けている。また、留学生、社会人、編入学生の受入等に関しても、アドミッション・ポリシーに沿って、特別の選抜方法により実施している。

入学者選抜の実施体制については、入試委員会において、選抜に係る要項の作成から試験実施組織、問題の校正等入試選抜に係る諸事項に至るまで審議されており、試験当日は、学長を本部長とする入試本部・試験場本部を置き、万全の体制をとっている。また合否判定に関しては、入試委員会及び教授会の議を経るなど適切な実施体制を整え、公正に実施している。

入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組は、教職連携組織である「入試室」を中心として行っている。これにより入学者選抜の改善に役立ち、結果、受験生の増加に貢献した。大学院においても同様の体制により、教職大学院アドミッション・ポリシーの策定と修士課程アドミッション・ポリシーの改訂を行うなどの取組を進めてきた。

入学定員の充足状況について、学部・大学院・専攻科とも相応な範囲にある。大学院の一部の専攻では定員を大幅に超過する状況にあったが、平成20年度における大学院の改組(教職大学院の設置)により、定員超過状況は相応な範囲となった。

基準5 教育内容及び方法

〈学士課程〉

教育学部では、学校教育教員養成課程及び総合教育課程の両課程に共通して、導入教育科目群によって、大学での学びに導き課題探求の姿勢を育む取組を行っている。学校教育教員養成課程においては、教育実践力を備えた教員の養成を目指し、入門的な基礎科目から実践的科目、更に専修専門科目、教育実習、その集大成としての卒業論文作成へと学習するよう編成している。総合教育課程においては、基礎的教養を学ぶ一方、1回生入学時から専修専門科目を学習して、2回生以降の実践的、応用的な科目の履修へと継続するよう編成して

いる。なお、専門教育につながる教養教育の観点から、教養科目の履修は1～4回生にわたって認めている。

学生生活実態調査や卒業生アンケート調査等により、学生の多様なニーズ等を組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、他大学との単位互換制度も充実させている。教員自らの研究のプロセス・成果と担当授業との関連性は深く考慮されている。他にも、社会からの要請に応じて、奈良県や近隣の教育委員会等との協定により学生の学校派遣事業を推進し、また、文部科学省の特色ある大学教育支援プログラムをはじめとした各種GPの成果を教育へ反映させている。

単位の実質化のため、履修科目登録の上限設定、GPA制度の実施、授業時間外の学習機会の確保、組織的な履修指導などの配慮を行っている。

各科目の授業形態については、教育職員免許法に沿い、学則により定められた単位の規準に基づいている。その上で、教育目標を踏まえて各コース・専修の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスへの配慮や少人数授業の実施割合も十分と言える。また、フィールドワーク野外実習をはじめ、特色ある授業を行っている。TAを活用し、さらにe-learningの取組として、Web-CTやWBLSSの活用を図っている授業が増加している。

シラバスはウェブ版を基本として学内外に公開しており、検索機能を充実させたシステムとなっている。

自主学習のため、図書館、学生オフィス、情報サテライト室、教育資料館などを有する。特に図書館は平日夜間・土曜日の開館など、時間外における学習の便宜を図っている。また、オフィスアワーの設定や多様な就職支援プログラムを実施している。基礎学力不足の学生への配慮については、GPAを活用して、オフィスアワーや学年担当教員による指導により組織的に対応している。

成績評価基準や卒業認定基準は、いずれも大学が組織として策定し、冊子やオリエンテーションを通じて学生に周知している。また、個々の「教育の目的に応じた」各具体的な評価方法は、担当の教員が作成するシラバスに示されている。成績評価は、これらの規準・評価方法に従って厳正に行っている。卒業の可否については、明確に提示された履修すべき科目・取得すべき単位数を満たした学生について、教授会で判定している。

〈大学院課程〉

大学院教育学研究科（修士課程）の目的である専門領域の研究を基盤として、教育の理論と実践が統合された専門性の能力の育成や、各教科教育学と結びついた専門諸科学に基づく実践を支える専門能力の育成の趣旨に沿い、教育課程を編成している。この教育課程は、特色ある「修士課程共通科目」、「専攻共通科目」、「専修専門科目」、「自由選択科目」、「課題研究」が、学生の研究活動の進展に即して積み上げ的に編成されている。この教育課程の中で、大学院生に研究方法と理論を学ばせ、きめ細かな個別的研究指導につなげている。

学生の多様なニーズ等は組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、学部授業科目の履修制度を設け、他大学との単位互換制度も充実させている。研究成果や学術の発展動向に深く関わった授業を展開しており、GPの成果も反映させている。さらに、学校心理士や臨床発達心理士など、社会的要請の高い教育に関連する各種資格を取得できるよう、教育課程と内容を設定している。

単位の実質化として、オフィスアワーの設定をはじめとした組織的な履修指導などの配慮を行っている。

授業は、講義と演習が中心であり、9割強が少人数授業である。特色ある教育の一例としては、GPに関連した授業などが挙げられる。それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施している。また、大学院生のTAへの採用に当たっては、教育的効果を明示させている。

シラバスは、学部と同一システムを使用している。

修士課程では昼夜開講制度を設けている。夜間コース大学院生のために、平日夜間の授業を開講しているほか、休業期間中の昼間に開催される集中講義も受講できる。長期履修学生制度も設けている。

研究指導については、学則や履修規則等に明文化している。毎週の「課題研究」による個別の研究指導に加

え、専攻・専修を単位として集団的な研究指導を行っている。

大学院生の研究計画の変更に対応する「転専攻・転専修制度」も設けている。

研究テーマ決定に対しては、テーマ発表会を設定し指導している専攻・専修もある。

成績評価基準は、組織的に定めており、冊子等で周知している。成績評価の分布も妥当と言える。修了認定等については、学則等に規定するとともに、冊子及びオリエンテーションにより周知しており、組織的に適切に実施している。学位論文の審査体制は学位規則に規定しており、複数教員による指導と厳正な審査が有効に機能している。

〈専門職学位課程〉

教職大学院の目的に沿って、「共通科目」群、「実践科目」群、「深化を図る科目」群という3層構造の体系を配置している。

学生の多様なニーズに応えられるようなカリキュラム・フレームワークの構築を行うとともに、「小学校教員免許取得プログラム」や学部の「科目等履修制度」を設けている。研究成果や学術の発展動向等に深く関わった授業が展開されており、GPの成果も反映させている。さらに、教育委員会を中心とした社会からの要請を踏まえて教育課程を構築した経緯を持っている。

単位の実質化として、オフィスアワーの設定をはじめとした組織的な履修指導や、履修登録の上限設定などの配慮を行っている。

大学院での学習の基盤となる「4つの目指すべき教師像」の設定については県教育委員会をはじめとした学校教育関係者と協議の上検討してきた。

教職大学院の授業は、3層構造の教育課程編成の中で、講義・演習・実習という科目の特性を考慮した適切な授業形態の組み合わせを行っている。それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。

教職大学院では、第14条特例による現職教員の入学者への特例措置を設け、土日や夏季・冬季休業期間中の集中講義等を設けるなどの配慮を行っている。また、長期履修学生制度も設けている。

成績評価基準は、組織的に定めており、冊子等で周知している。各科目の評価は、アセスメントガイドに示された評価基準に基づいて、達成度等を各科目担当者と大学院生の合意のもとで行っている。成績評価の分布も妥当と言える。修了認定等については、学則等に規定するとともに、冊子及びオリエンテーションにより周知しているが、教職大学院は学年進行中であり、修了認定の実績はない。

基準6 教育の成果

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等をアドミッション・ポリシー等で明らかにし、その達成状況を検証・評価するための適切な取組として、カリキュラム・フレームワークの構築が行われている。

授業評価の実施に加えて、修了生アンケート、授業における学生の自己評価に関するアンケートなどで学生の満足度・達成度の把握に努めており、その結果、全般的に学生の満足度・達成度は高いことが示されている。

近畿圏を中心に広域に人材を輩出し、また、教員就職状況も増加傾向にある。教育の成果は着実に上がっているが、今後の教員需要が増加傾向にあることにも鑑み、さらなる成果が求められる。

本学の主な目的である教員養成という観点から、教員就職状況は、学校教育教員養成課程では中期的に見ると上昇傾向にあり、正規教員採用比率も上昇しており、大学院においても高い水準である。また、総合教育課程では、教員・企業を含めた全体的な就職状況を見ると、上昇傾向にある。

卒業生・大学院修了者の勤務先アンケート調査結果から、学部及び大学院いずれの教育においても高い評価を得ており、その成果や効果があがっていると見える。

基準7 学生支援等

学習を進めるうえでの履修指導は、入学時のガイダンスや合宿研修に始まり、オフィスアワー、学年担当教員、研究指導教員の設置など、修学や就職の問題も含めた相談及び助言体制を整えている。学習支援に関する学生のニーズの把握は、学生生活実態調査や各種懇談会等により、定期的・組織的に行われている。留学生や障害のある学生、社会人学生に対しても、きめ細かな配慮を行っている。小規模大学で集約化されたキャンパスという有利な条件もあり、学生指導上の密度は高いと言える。

学生の自主的学習支援のため、図書館や学生オフィスをはじめとした諸設備を提供し、閉門時まで自由に勉学に専念できる環境を整備している。課外活動に対しても組織的に支援しており、施設や備品の支援を行うとともに、学長表彰制度や学生企画活動支援事業の実施により、課外活動への振興や経済的支援等を図っている。また、学生生活実態調査や懇談会等により、学生との意見交換やニーズの把握に努めている。学生委員会を軸とした幾重にも張り巡らされた「対応の糸」で十分な措置が施されていると言える。

生活支援等に関する学生のニーズについては、学生委員会が行う学生生活実態調査により把握し、支援策の向上につなげている。学生からの様々な要望・相談等については、学生なんでも提言箱や学生相談室をはじめとした諸制度を整備し、適切に対応している。留学生や障害のある学生に対しても、きめ細かな配慮を行っている。経済面の援助については、授業料免除や各種奨学金、寄宿舎の整備により実施している。

最後に、総合的な学習支援にかかわる実績として一言を加えておく。平成20年度の法人暫定評価では、学部教育においては少人数授業の実施率の点、また大学院教育においては、専門職学位課程の授業が履修可能となっている点などについては「期待される水準を上回る」と判断された。

基準8 施設・設備

本学の高畑団地においては、大学設置基準に適合するとともに、十分に施設整備された環境であり、教育課程の実現に応えるべく、有効に利用されていると言える。集約的な団地という有利な立地条件もある。情報インフラとしてのキャンパスネットワークは、学生に快適な利用環境を与えている。学生に対する調査からも、比較的高い満足度が得られており、学生の勉学への有効な支援機能を果たしている。

施設・設備の運用については、全学的、個別的観点共に、明確に規程化されている。

図書館には基本的な設備が整えられており、平日の夜間に加え、土曜日も開館し、学生への主体的学習支援に資している。教員養成という本学の目的に相応しい図書資料を「図書資料収集方針」に基づき収集・整備しており、教科書・指導書やシラバス掲載資料等、学習環境の整備のために必要なものについて購入を図っている。また、特色ある取組として「えほんのひろば」が挙げられる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の実態を示すデータや資料については、教員または大学が収集して蓄積し、関係委員会で適切に分析を行う体制にある。これらは法人文書管理規則の下、適切に管理していると言える。

FD委員会では、毎年2回、全開講科目に対して授業評価アンケートを実施している。この評価結果については、各教員に報告し、教育の質の向上と授業改善に向けての取組を行っている。公開授業研究においても、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

学生委員会を中心として、2年に1回「学生生活実態調査」を実施しており、調査結果は報告書にまとめて全教員に配付している。また、学生・教職員・同窓会・後援会・地域住民が一堂に会し、懇談する「大学懇談会」を年1回開催している。他にも、「学長との懇談会」、オフィスアワー制度、提言箱などを通じ、学生・教職員の意見の聴取や分析を行うことにより、自己点検・評価に適切に反映する体制を整備している。

学外関係者からは、県教育委員会との連携協力に関する協議会の開催、卒業生・修了生の勤務先アンケート調査や卒業生・修了生アンケート調査の実施などにより、意見交換・意見聴取を行っており、改善への取組に資している。

FD委員会では、FD講演会、FD授業交流会等ファカルティ・ディベロップメントを定期的に適切に実施しており、学生の期待に応える教育内容・教育方法の改善への取組を進めている。また、これらの取組は継続的に見直しを図っている。

教育支援者としての教務課職員に対する研修は、基本的にはO J T (On the Job Training) によっているが、外部機関主催による研修会にも定例的に職員を派遣している。

教育補助者としてのTAに対しては、担当教員が指導を個別に行っている。

基準 10 財務

本学の資産は、国立大学法人化以前に保有していた土地及び建物等を法人化に伴い、現物出資により国から継承している。

本学の自己収入の大部分を占める授業料及び入学金収益については、適正規模の学生数による安定した収入を確保しており、運営費交付金を含め、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。収支についても、各年度において当期利益を計上し、短期借入も無いことから支出超過は発生していない。

これら収支の状況を示す財務諸表等について、文部科学大臣認可後、官報に告示するほか大学ホームページにも掲載するなど適切に公表している。

予算・収支及び資金計画は、学内各種の委員会等での審議を経て学長が決定し、文部科学大臣の認可後、大学ホームページに掲載し、学内外に明示している。また、当該計画に沿って学内予算配分計画等を策定し、教育研究に必要な基盤的経費や外部資金獲得を促す競争的予算配分など、有効な資源配分を実施している。

監査体制は会計監査人による監査、内部監査、監事監査を計画的に独立性を持って実施し、適切な監査が実施されていると判断できる。

基準 11 管理運営

本学の管理運営を行うため、国立大学法人法に基づく諸会議を設置し、また、適切な人数の役員（4名）、副学長（5名）、学長補佐（4名）、事務局（59名）及び4室の教職連携組織を置き、それぞれの担当職務区分により大学の目的の達成に向けた支援を行っている。

危機管理としては、必要な規則を定め、体制を整備している。

委員会の多くは理事・副学長が委員長となっており、教育研究評議会、経営協議会、役員会、運営会議では学長が議長となるとともに、議案の提出も行っていることから、求心力を持って学長がリーダーシップを発揮できる仕組みが構築されている。

管理運営に関する方針は、中期目標において定めている。この方針を踏まえ、本学学則に管理運営に関する組織等を規定するとともに、関係組織規定を整備している。また、役員や委員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

各種アンケートや懇談会により、大学の構成員のニーズを把握している。また、監事や経営協議会学外委員との意見交換及び各種アンケートや懇談会により、学外関係者のニーズの把握に努めている。把握したニーズについては、関係委員会で検討し、改善に役立てている。

監事は、監事監査規則及び同実施基準に従い、毎年監査計画を作成の上、業務監査及び会計監査を実施している。また、監事は役員会に出席し、重要議案に関して意見を述べている。これらの意見、提言は、大学の業

務運営に反映されている。

大学の活動全般に関するデータ及び情報の収集が組織的に行われている。これらは、大学概要、ウェブサイトにより学外にも情報発信しているほか、必要に応じ、他部署等への提供を行っているなど、教職員への利用の便宜が図られている。

自己点検・評価は、点検評価委員会により、評価実施指針に基づいて個人評価及び組織評価を毎年度実施している。組織評価については、冊子及び大学ホームページにより、広く学内外に公表している。平成19年3月に外部評価委員会（学外の教育関係者5名）による外部評価を実施した。この結果は、冊子及び大学ホームページにより、学内外に広く公表した。評価結果に基づく改善課題は、点検評価委員会－学長－所掌委員会等という意思決定手続きを経て、実行に移された。

教育研究活動の状況及びその成果は、大学ホームページ及び各種報告書をはじめ、大学広報誌にも掲載するなど積極的な情報発信が行われている。また、広報・情報公開委員会が、情報発信に関するガイドライン（例：個人情報保護の視点）で規律を与える役割を果たしている。

